「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針に関する社労士意識調査
調査結果

（全国社会保険労務士会連合会　社会保険労務士総合研究機構）

2026年11月

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

調査概要

■調査の目的

社労士が現場を通じて認識している社会課題を的確に把握し、速やかな提言・発信につなげることを目的として、
社会課題等をテーマとした会員対象の調査を実施する。

■調査の背景

令和8年8月5日に「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針が閣議決定され、令和11年度の制度導入に向けた検討が進められている。同方針では、中低所得の現役勤労者の手取りの増加や、いわゆる「年収の壁」による働き控えの緩和等が示されている。そこで、社労士の専門家・実務家双方の視点から、基本方針に対する考え方や制度設計・運用上の課題等を把握し、今後の政策提言・発信に資する基礎資料とするため、本調査を実施した。

対象	すべての社労士
調査項目	（１）基本方針に対する総合評価と社労士法の使命 （２）物価高対策としての政策手段の比較 （３）手取り増・社会保険料負担・経済活動との関係 （４）再分配・対象者・公平性 （５）制度運用・実装可能性 （６）政策上の優先事項・自由意見
調査期間	2026年9月11日（金）～9月24日（木）
調査の方法	Web回答（連合会ホームページ会員ページ内に回答用URLを公開し、社労士からの回答を募集）
回答数	554人

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

調査結果概要①

【給付付き税額控除の制度への評価】

政策目的への賛同は、制度の導入支持と必ずしも一致していない。手取りを増やすための具体的な手段としては、給付付き税額控除よりも社会保険料負担の軽減を重視する傾向がみられ、政策目的への評価と、その実現手段への評価には差があることがうかがえる。

① 政策目的・方向性（Q6）

66.1%
方向性の肯定

② 制度そのものへの支持（Q5）

39.0%
給付付き税額控除の導入に賛成

③ 政策優先度（Q7）

49.7%
政策優先度への肯定

政策目的への評価に比べ、制度導入への賛成・政策としての優先度は低い。

④ 中低所得の現役勤労者の手取りを増やす政策（Q15）

社会保険料負担の軽減	31.4%
給付付き税額控除	9.4%

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

調査結果概要②

【社労士が重視する制度条件】

必要な人へ確実に届き、現場で運用できる制度が求められている。

① 社労士が重視する条件（Q24～Q27）

「公平に、必要な人へ届く」ために、
制度設計そのものに求められる条件

88.6%	所得把握・対象者判定の正確性
82.1%	所得把握の精度差による公平性の課題
80.5%	前年所得と現在所得の乖離への対応
72.9%	対象外層と既存社会保障との接続

② ＋α 実装するための条件（Q28）

制度を「作る」だけでなく、
「現場で無理なく回す」ための条件

96.6%	制度の明確性・実務上の運用可能性
91.3%	分かりやすい周知・相談体制の整備
90.6%	事業者・自治体等の過度な事務負担の回避
88.8%	国・地方の役割分担・社会全体の事務負担
85.6%	申請負担・給付漏れの抑制

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

調査結果概要③

【社会保険料・財源・「年収の壁」への考え方】

社会保険料負担の軽減を手取り増の有力な手段として評価する一方、安定財源を前提とし、「年収の壁」は構造的な見直しを重視する傾向

物価高への対応（Q9）

物価高による家計負担への対策として、効果的と考える政策手段

68.1%	63.7%	59.9%	48.2%	45.3%
社会保険料負担軽減	所得税の負担軽減	賃上げ・価格転嫁等を促す支援	対象を絞った現金給付・所得連動給付	飲食料品の消費税率引下げ

社会保険料負担軽減の捉え方

Q15　手取り増に向けて、給付付き税額控除と社会保険料軽減のどちらを重視すべきか

31.4%（社会保険料軽減を重視）

Q16　被用者本人の社会保険料負担を軽減することは、働く人の手取りを増やし、就労意欲を支える効果が期待できるか

71.1%（そう思う、ややそう思う）

Q17　事業主の社会保険料負担を軽減することは、企業の負担余力を改善し、賃上げ、人材投資、設備投資、雇用等に振り向ける余地を生み出す可能性があるか

68.6%（そう思う、ややそう思う）

Q18　社会保険料負担の軽減を検討する場合には、保険給付の水準や社会保険制度の持続可能性を損なわないよう、必要な安定財源を併せて検討すべきである

85.6%（そう思う、ややそう思う）

「年収の壁」への対応

Q19　**93.7%**　社会保険制度等を含む構造的な対応

被用者保険の適用・被扶養制度・社会保険料負担のあり方そのものについても一体的に検討すべき

Q20　**40.1%**　「年収の壁」解消までの時限的な加算

社会保険料負担等による手取り減少の緩和・働き控え抑制への一定の有効性を評価

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

調査結果概要④

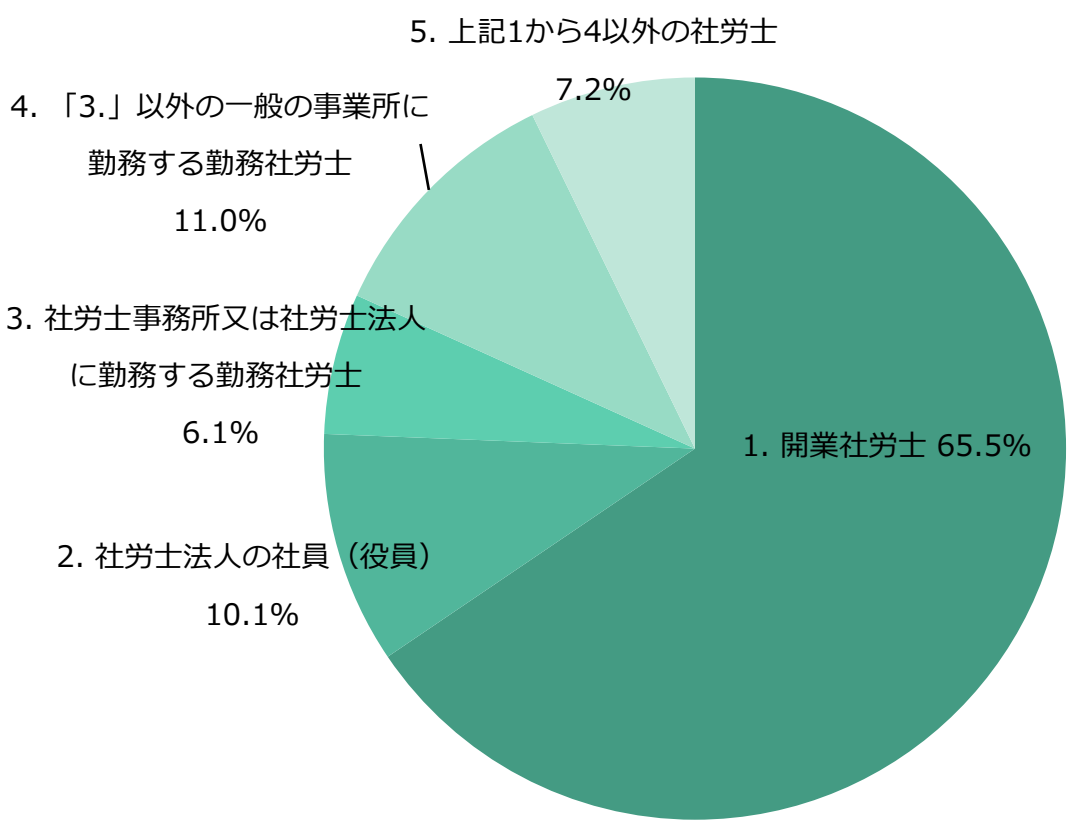
① **政策手段を比較し、適切に組み合わせる**	給付付き税額控除を前提にするのではなく、社会保険料負担の軽減、所得税負担の軽減、賃上げ・価格転嫁・生産性向上への支援等を比較し、政策目的に応じて検討する。
② **公平性と対象範囲を明確にする**	所得把握・対象者判定の精度を高め、所得変動への対応を検討する。 本制度の対象外となる層にも必要な支援が届くよう、既存の社会保障給付との対象範囲・役割分担を明確にする。
③**「年収の壁」は時限措置と構造的対応を一体的に**	当面の負担緩和を図る措置と、被用者保険の適用、扶養制度、社会保険料負担等のあり方を含めた中長期的な見直しを併せて検討する。
④ **実務負担を抑え、安定財源とともに制度化する**	事業者・自治体等の過度な事務負担を避け、情報連携等を活用した簡素で運用可能な仕組みとする。同時に、給付水準・制度の持続可能性を損なわない安定財源を確保する。

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

属性

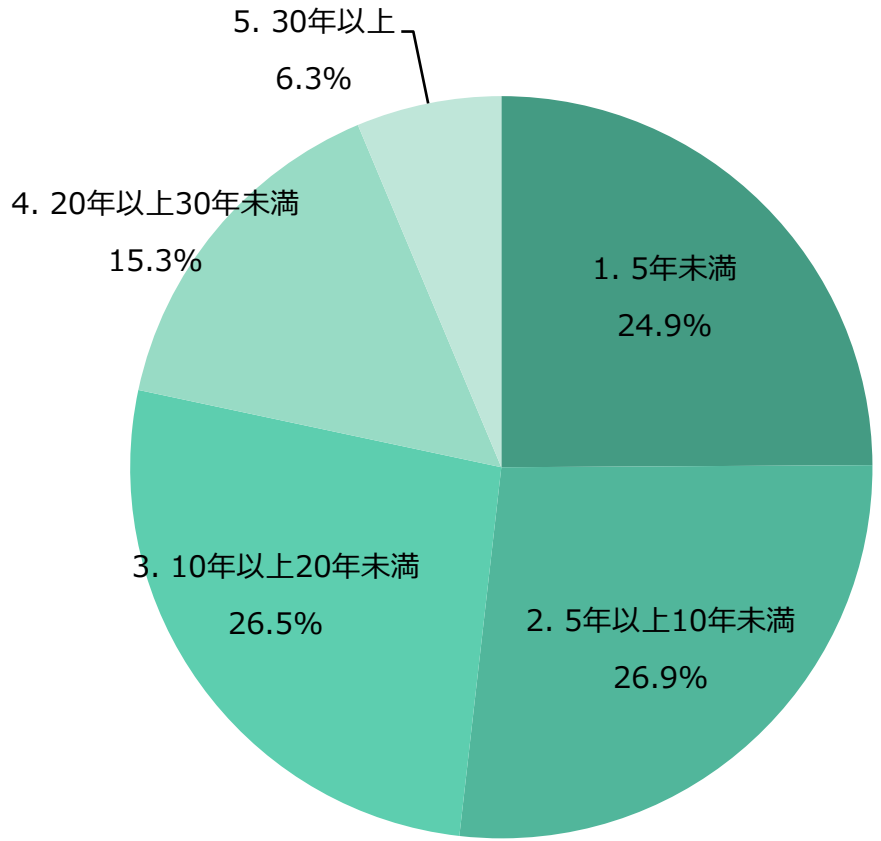
◆登録種別

[Q1]あなたの登録種別を教えてください。（n=554）



◆登録年数

[Q2]社労士登録後の年数を教えてください。（n=554）

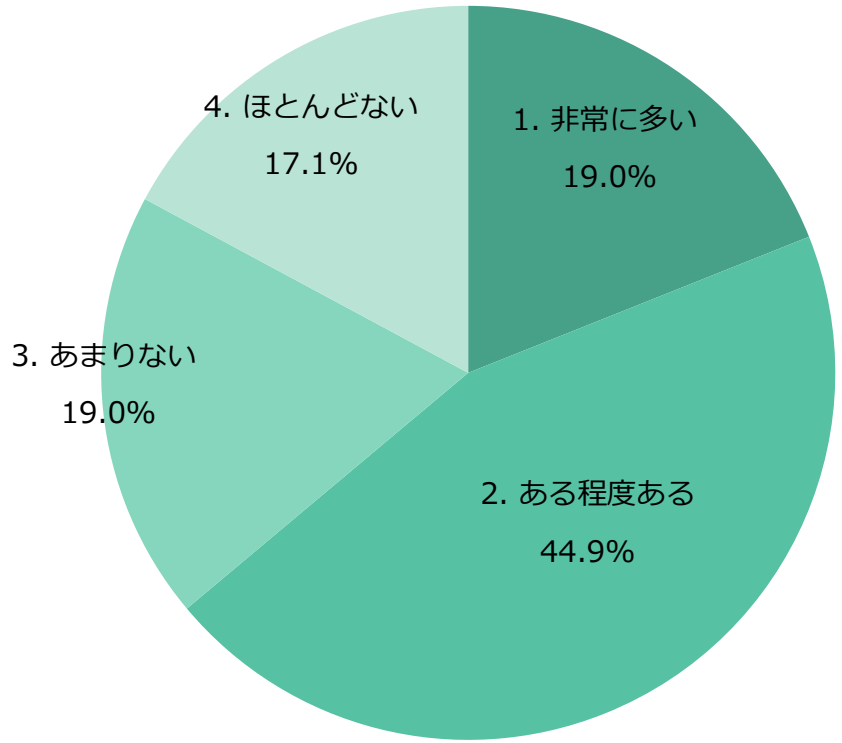


© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆年収の壁・手取り等の相談頻度

・社会保険の加入・被扶養者認定・「年収の壁」・給与や手取り等に関する相談を受ける機会について、「非常に多い」「ある程度ある」と回答した割合は、63.9%であった。社労士の実務において一定の接点があることがうかがえる。

[Q3]現在、企業又は労働者から、社会保険の加入・被扶養者認定・「年収の壁」・給与や手取り等 に関する相談を受ける機会はどの程度ありますか。(n=554)



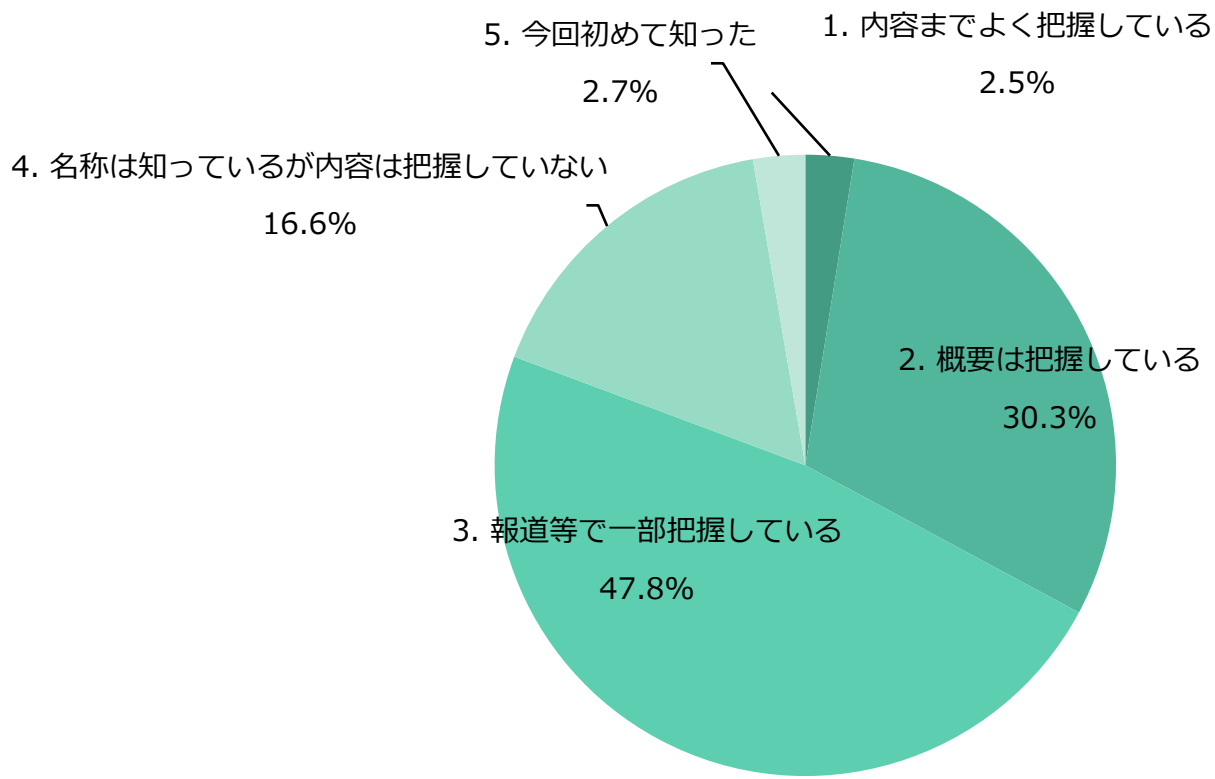
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆基本方針の把握度

・2026年8月5日に閣議決定された「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針について、「内容まで把握している」「概要は把握している」「報道等で一部把握している」と回答した割合が8割を占めた。

・一方、「内容まで把握している」は2.5%にとどまり、制度の内容まで把握している回答者は少なく、今後の制度具体化に関しては、制度内容を分かりやすく周知することが重要であると考えられる。

[Q4]2026年8月5日に閣議決定された『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針について、どの程度把握していますか。(n=554)



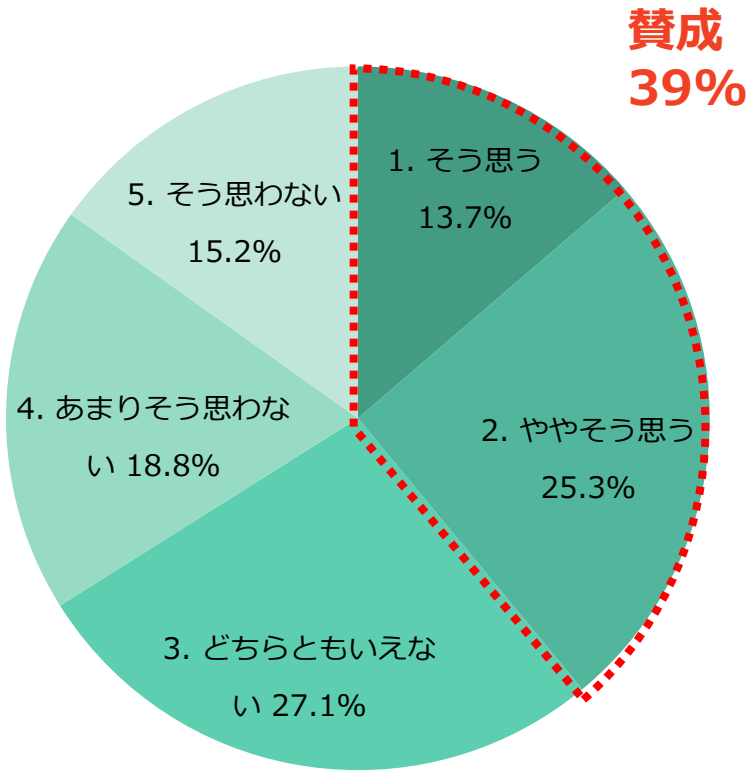
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

基本方針に対する総合評価

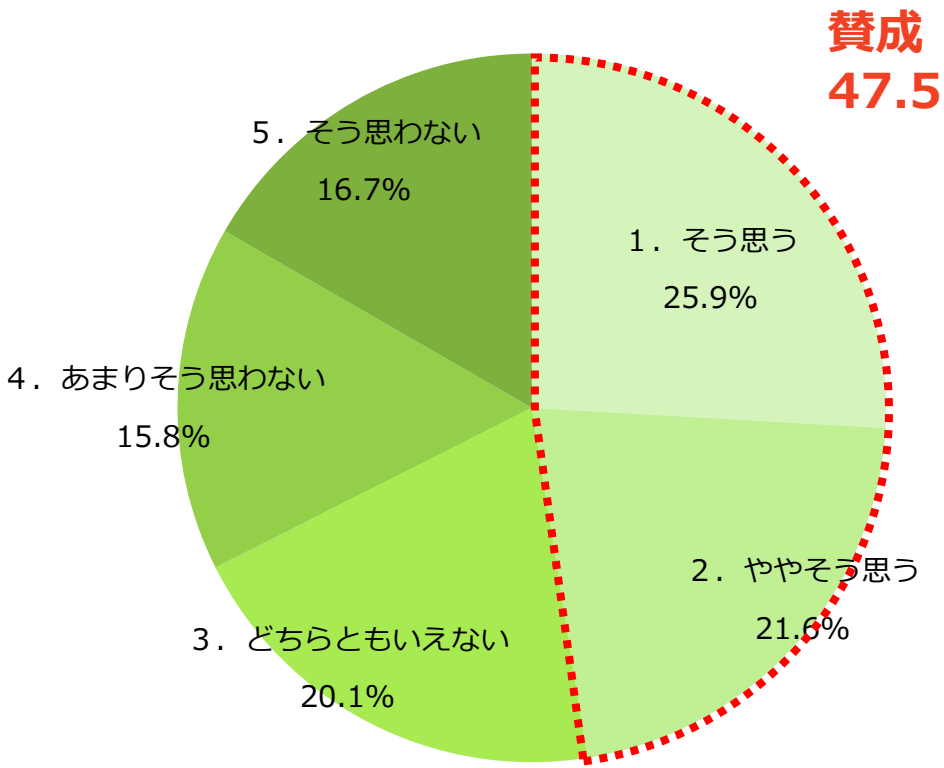
◆給付付き税額控除の賛否について

・給付付き税額控除の導入について、「賛成」と回答した割合は39.0%となり、前回調査の47.5%から8.5ポイント減少した。

[Q5]社労士として、給付付き税額控除の導入に賛成である。(n=554)



[Q10]社労士として、給付付き税額控除の導入に賛成である。(n=857)
※前回調査



© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

クロス調査（Q4×Q5）

・給付付き税額控除の導入の賛成（「そう思う」「ややそう思う」）については、内容まで把握しているで57.1%（14人中8人）、概要は把握しているで45.8%（168人中77人）、報道等で一部把握で39.6%（265人中105人）、名称は知っているが内容は把握していないが、22.8%（92人中21人）、今回初めて知ったが33.3%（15人中5人）と、基本方針の把握度が高い層ほど、導入への賛成割合が高い傾向がみられた。

[Q4]2026年8月5日に閣議決定された「『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針」について、どの程度把握していますか。(n=554)

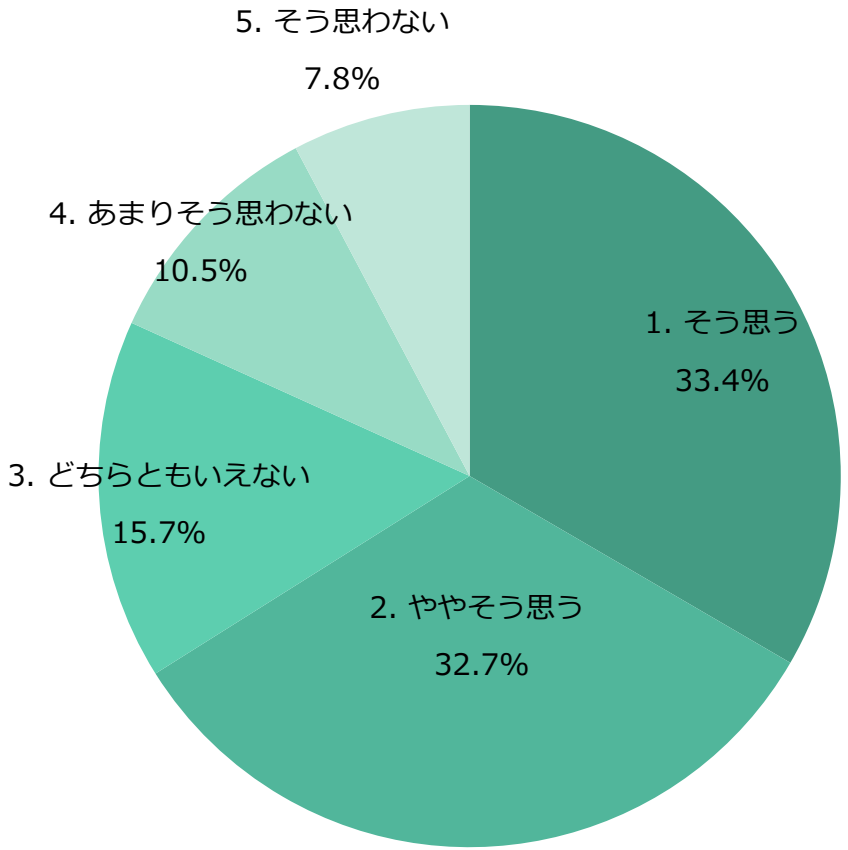
		全体	1．内容までよく把握している	2．概要は把握している	3．報道等で一部把握している	4．名称は知っているが内容は把握していな	5．今回初めて知った
全体		(554)	14 2.5	168 30.3	265 47.8	92 16.6	15 2.7
Q5 社労士として、給付付き税額控除の導入に賛成である。	1．そう思う	(76)	5 6.6	33 43.4	31 40.8	6 7.9	1 1.3
	2．ややそう思う	(140)	3 2.1	44 31.4	74 52.9	15 10.7	4 2.9
	3．どちらともいえない	(150)	3 2.0	37 24.7	69 46.0	37 24.7	4 2.7
	4．あまりそう思わない	(104)	0 0.0	29 27.9	58 55.8	15 14.4	2 1.9
	5．そう思わない	(84)	3 3.6	25 29.8	33 39.3	19 22.6	4 4.8

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆中低所得勤労者の負担軽減･手取り増の方向性

・本方針が掲げる「中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減し、手取りを増やす」という方向性について、66.1%が「そう思う」「ややそう思う」と回答した。

[Q6]本方針が掲げる「中低所得の現役勤労者の税･社会保険料負担を軽減し、手取りを増やす」という方向性は適切である。(n=554)



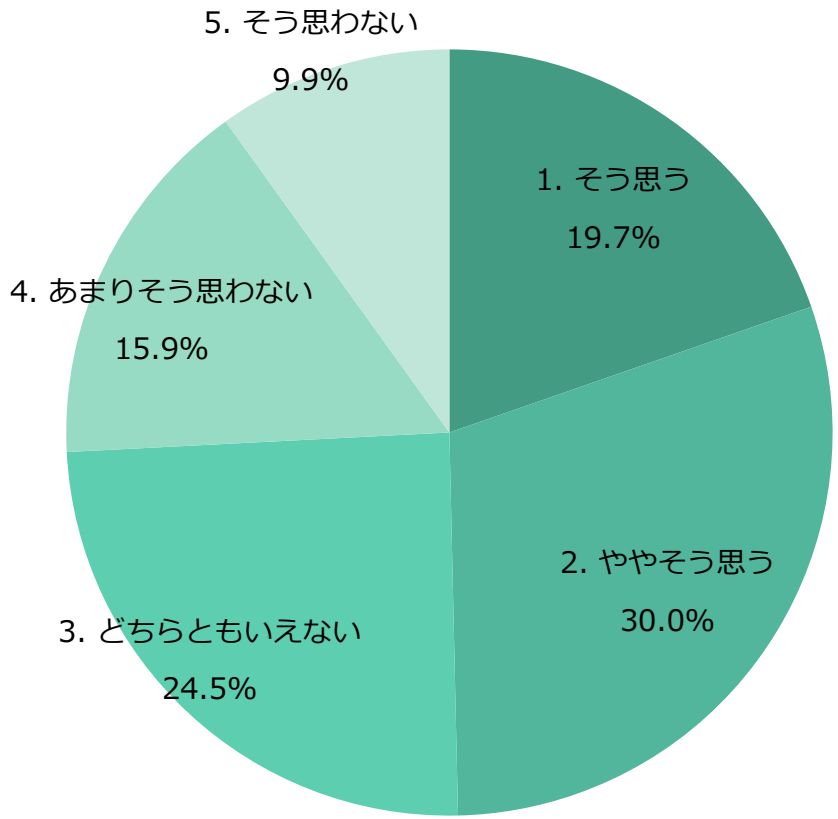
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

使命・優先順位

◆現下の状況に照らした政策優先度

・現在の物価・賃金・社会保険料負担・企業経営等の状況を踏まえた政策として、基本方針の優先度が高いと考えるに「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合は49.7%であった。政策目的そのものへの評価（66.1%）と比べると、現下の状況における政策の優先度については、より慎重な判断がみられる。

[Q7]今回の基本方針は、現在の物価・賃金・社会保険料負担・企業経営等の状況を踏まえたとき、社労士法第1条の使命にいう「豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現」に向けた政策として、優先度が高いと考える。(n=554)



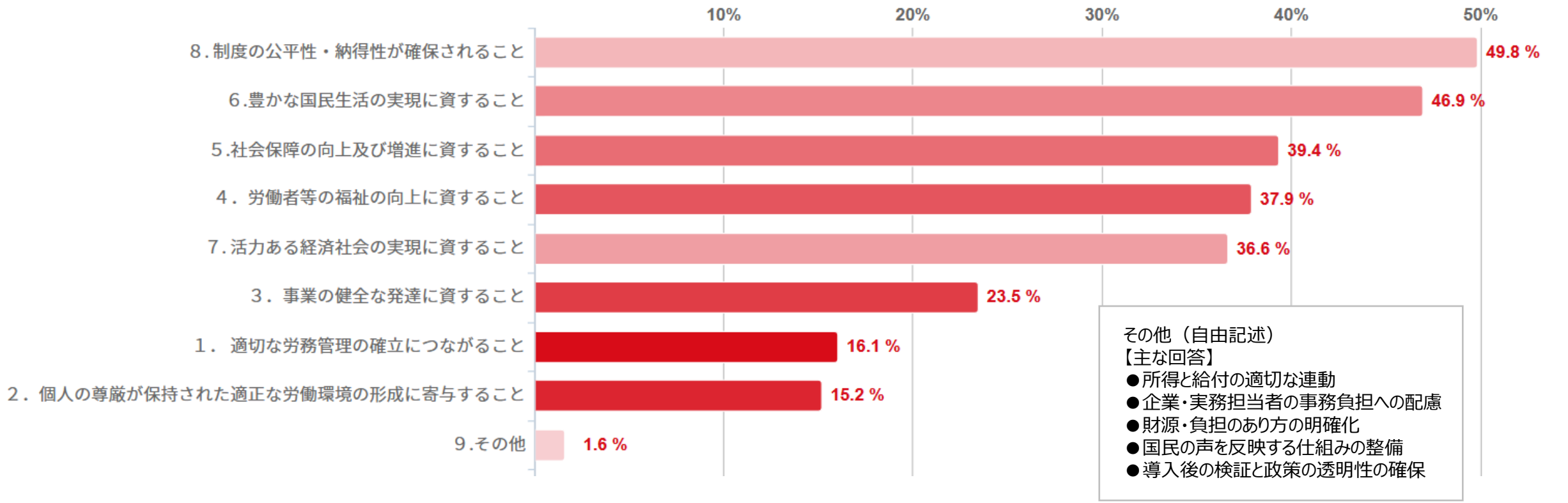
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

使命規定

◆使命上で政策評価の重視すべき観点

・政策評価に当たって重視すべき観点として、「制度の公平性・納得性」が49.8%で最も多く、次いで「豊かな国民生活の実現」が46.9%、「社会保障の向上及び増進」が39.4%となった。

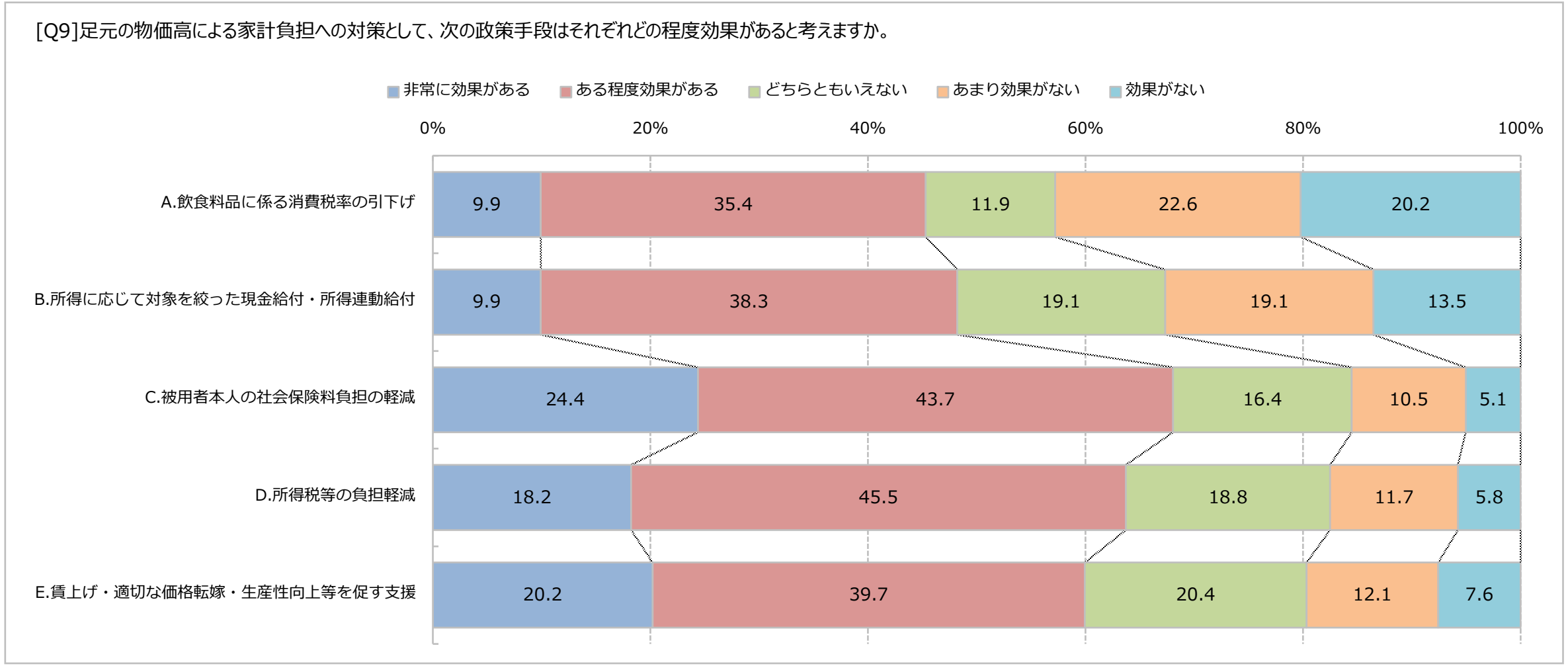
[Q8]社労士法第1条の使命に照らし、今回の政策を評価する上で特に重視すべきと考える観点を、3つまで選択してください。(n=554)



© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆物価高対策

・物価高による家計負担への対策として、「被用者本人の社会保険料負担の軽減」が「非常に効果がある」「ある程度効果がある」を合わせて68.1%と最も高く、次いで「所得税等の負担軽減」が63.7%、「賃上げ・適切な価格転嫁・生産性向上等を促す支援」が59.9%となった。

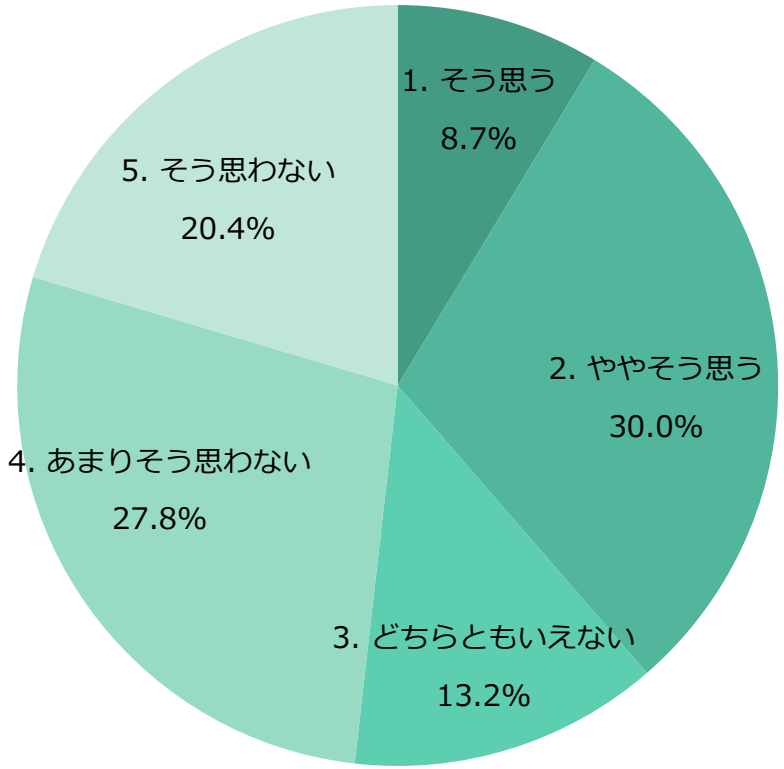


© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆消費税率引き下げの価格･家計負担への効果

・飲食料品に係る消費税率の引下げについて、税率引下げ分が消費者価格に反映され、家計負担の軽減につながると期待できるについて、「そう思う」「ややそう思う」が4割弱にとどまっており、家計負担への効果については慎重な見方もある。

[Q10]飲食料品に係る消費税率の引下げは、その税率引下げ分が消費者価格に反映され、物価高による家計負担の軽減につながることが期待できる。(n=554)

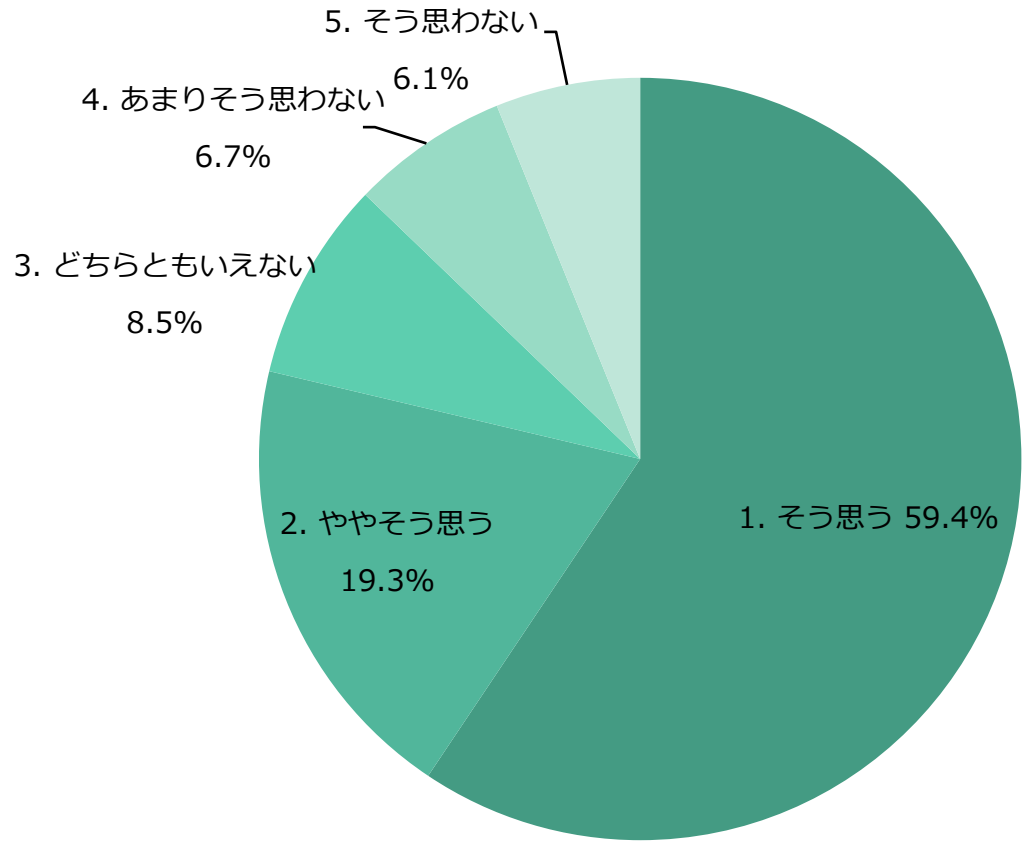


© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆消費税率引き下げ時の安定財源確保

・飲食料品に係る消費税率を引き下げる場合、社会保障制度の持続可能性を損なわないよう、消費税収と社会保障財源との関係を明確にし、必要な安定財源の確保について、「そう思う」「ややそう思う」は78.7%であった。

[Q11]飲食料品に係る消費税率を引き下げる場合には、社会保障制度の持続可能性を損なわないよう、消費税収と社会保障財源との関係を明確にし、必要な安定財源を確保すべきである。
(n=554)



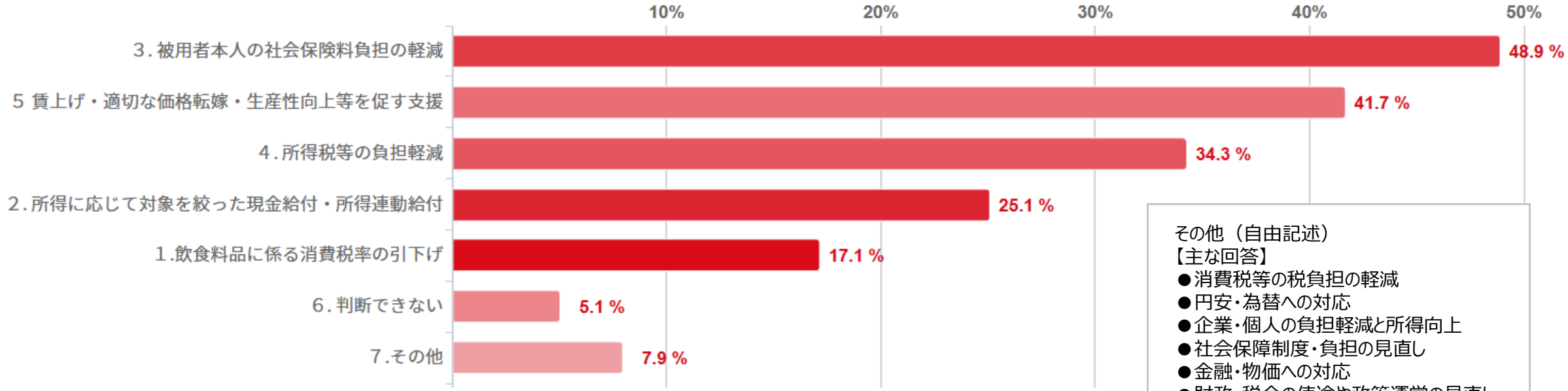
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

物価高対策

◆優先すべき政策手段

・物価高による家計負担への対応として特に重視すべき政策手段について、「被用者本人の社会保険料負担の軽減」が48.9%で最も多く、次いで「賃上げ・適切な価格転嫁・生産性向上等を促す支援」が41.7%、「所得税等の負担軽減」が34.3%となった。

[Q12]足元の物価高による家計負担への対応として、特に重視すべき政策手段を2つまで選択してください。(n=554)



その他（自由記述）
【主な回答】
- 消費税等の税負担の軽減
- 円安・為替への対応
- 企業・個人の負担軽減と所得向上
- 社会保障制度・負担の見直し
- 金融・物価への対応
- 財政・税金の使途や政策運営の見直し

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

物価高対策の効果評価と政策優先度の比較（Q9・Q12）

・効果評価と政策優先度の順位は概ね上位・下位の傾向が共通しており、特に「社会保険料負担の軽減」は両方で1位となった。
一方、「賃上げ等への支援」は効果評価以上に優先度が高く、「所得税等の負担軽減」は優先度が相対的に低くなった。

Q9　効果評価 「非常に効果がある」「ある程度効果がある」と回答した割合			順位の変化	Q12　政策の優先度 「特に重視すべき」と回答した割合（2つまで）		
1	社会保険料負担の軽減	68.1%	→	1	社会保険料負担の軽減	48.9%
2	所得税等の負担軽減	63.7%	→	3	所得税等の負担軽減	34.3%
3	賃上げ・価格転嫁・生産性向上等を促す支援	59.9%	→	2	賃上げ・価格転嫁・生産性向上等を促す支援	41.7%
4	所得に応じて対象を絞った現金給付 所得連動給付	48.2%	→	4	所得に応じて対象を絞った現金給付 所得連動給付	25.1%
5	飲食料品に係る消費税率の引下げ	45.3%	→	5	飲食料品に係る消費税率の引下げ	17.1%

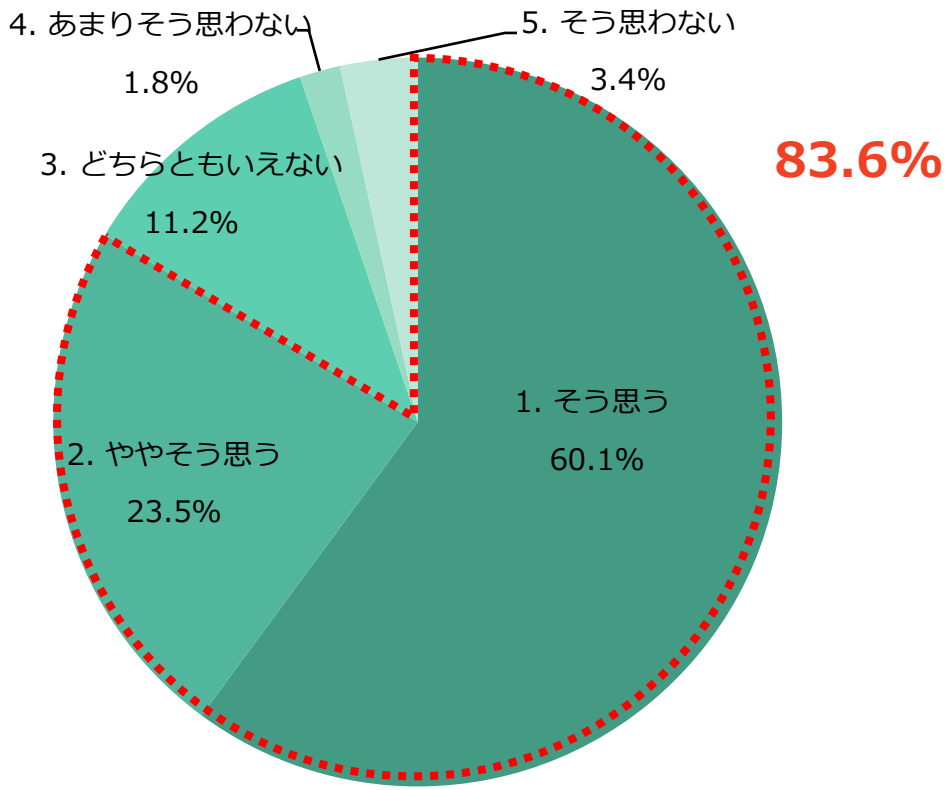
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

社会保障給付との整合性

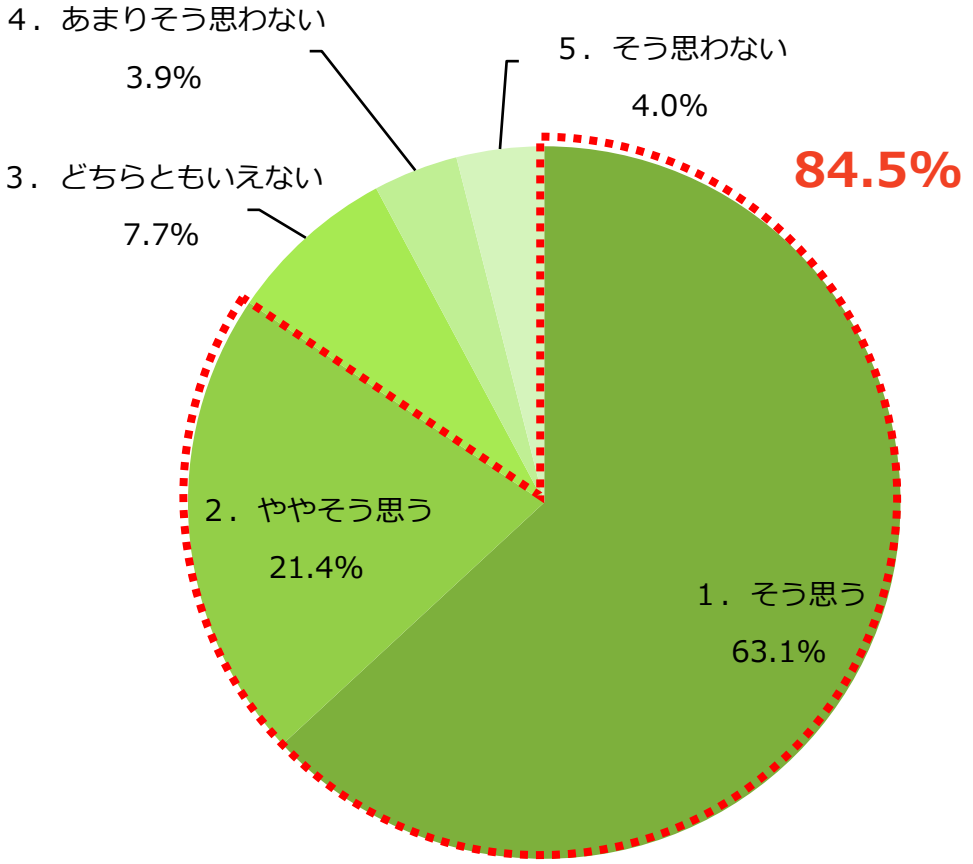
◆社会保障給付との整合性

・給付付き税額控除の導入の場合、社会保障給付との整合性を十分に確保すべきについて、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合は83.6%となり、前回調査の84.5%から0.9ポイント減少した。

[Q13]給付付き税額控除を導入する場合は、社会保障給付との整合性を十分に確保すべきである。(n=554)



[Q14]給付付き税額控除を導入する場合は、社会保障給付との整合性を十分に確保すべきである。(n=857) ※前回調査

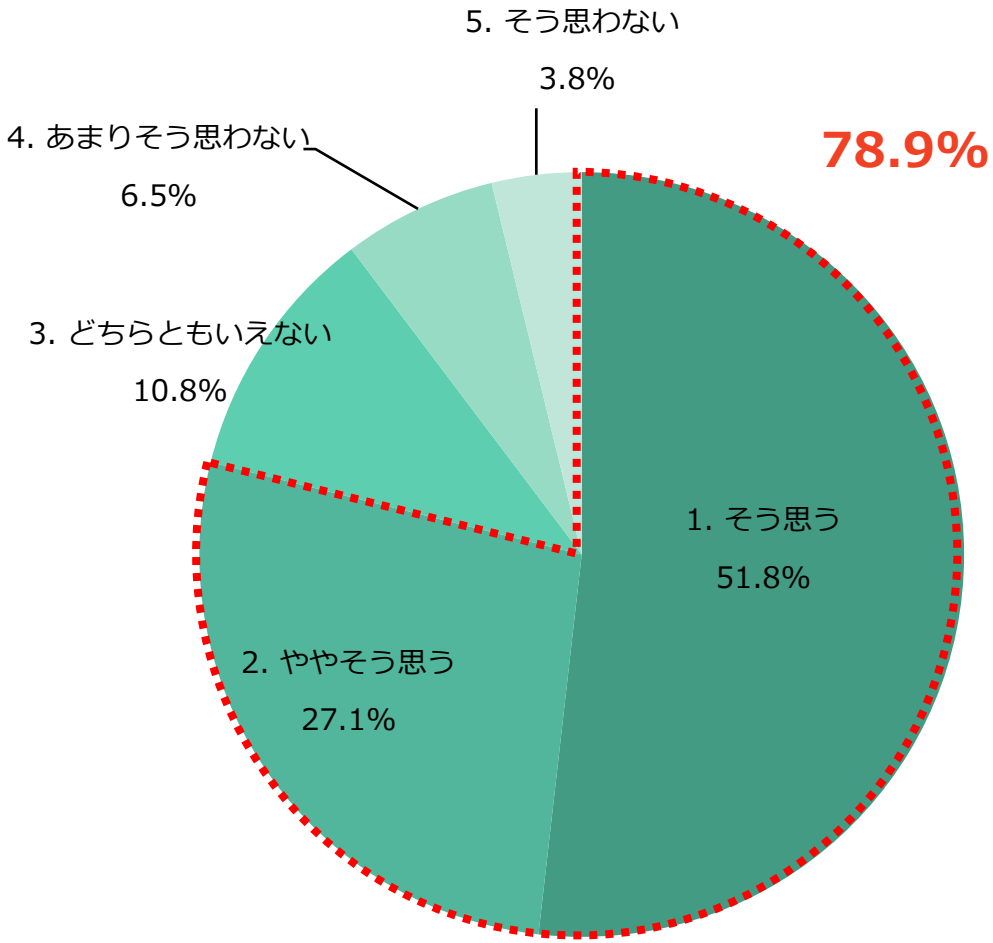


© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

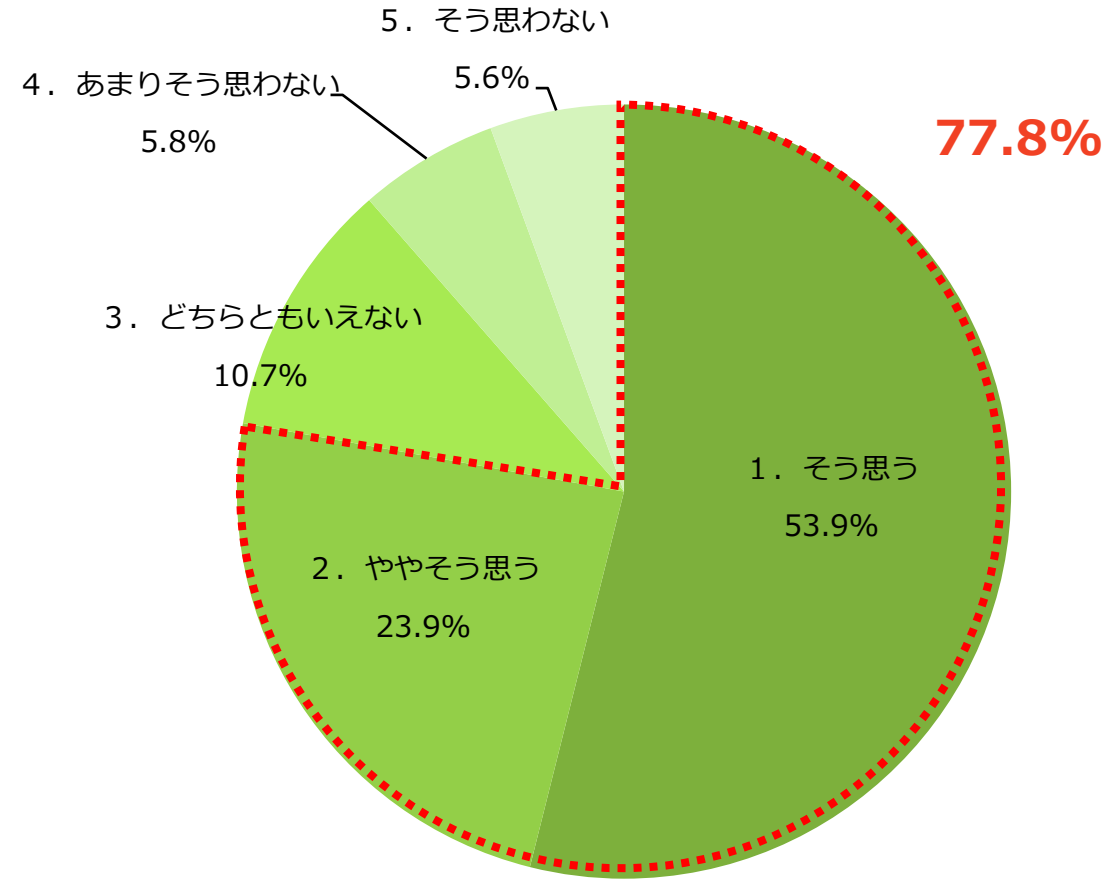
◆就労意欲・就労インセンティブ

・給付付き税額控除を導入する場合、就労意欲や就労インセンティブに十分配慮すべきについて、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合は78.9%となり、前回調査の77.8%から1.1ポイント増加した。

[Q14]給付付き税額控除を導入する場合は、就労意欲や就労インセンティブに十分配慮すべきである。(n=554)



[Q15]給付付き税額控除を導入する場合は、就労意欲や就労インセンティブに十分配慮すべきである。(n=857) ※前回調査



© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

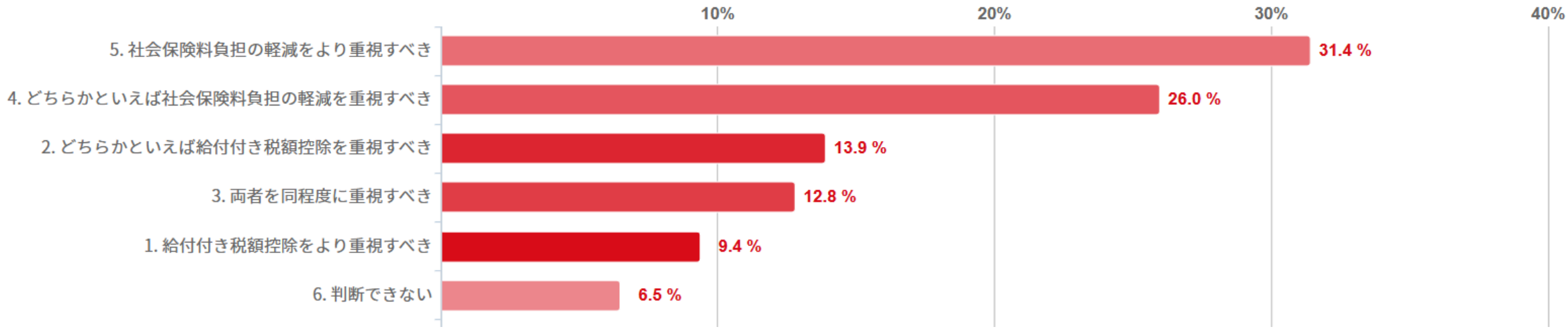
手取り政策

◆重視すべき手取り増手段の政策選好

・中低所得の現役勤労者の手取りを増やす政策として、「被用者本人の社会保険料負担の軽減」をより重視すべきと回答した割合は31.4%となった。一方、「給付付き税額控除」をより重視すべきとした割合は9.4%であった。

・手取りの増加という政策目的に対して、給付付き税額控除だけでなく、社会保険料負担の軽減を通じた対応を重視する意見もみられた。

[Q15]中低所得の現役勤労者の手取りを増やす政策として、「給付付き税額控除」と「被用者本人の社会保険料負担の軽減」を比較した場合、どちらをより重視すべきと考えますか。(n=554)



© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

（クロス調査）Q3×Q15

・「どちらかといえば社会保険料負担の軽減を重視すべき」「社会保険料負担の軽減を重視すべき」と回答した割合は、企業又は労働者から、社会保険の加入・被扶養者認定・「年収の壁」・給与や手取りに関する相談を受ける機会が「非常に多い」で69.5%（105人中73人）、「ある程度ある」で60.2%（249人中150人）、「あまりない」層で41.0%（105人中43人）、「ほとんどない」層で54.7%（95人中52人）であった。

・相談が「非常に多い」層では社会保険料負担の軽減を重視する割合が比較的高かった。

Q3.現在、企業又は労働者から、社会保険の加入・被扶養者認定・「年収の壁」・給与や手取り等に関する相談を受ける機会はどの程度ありますか。

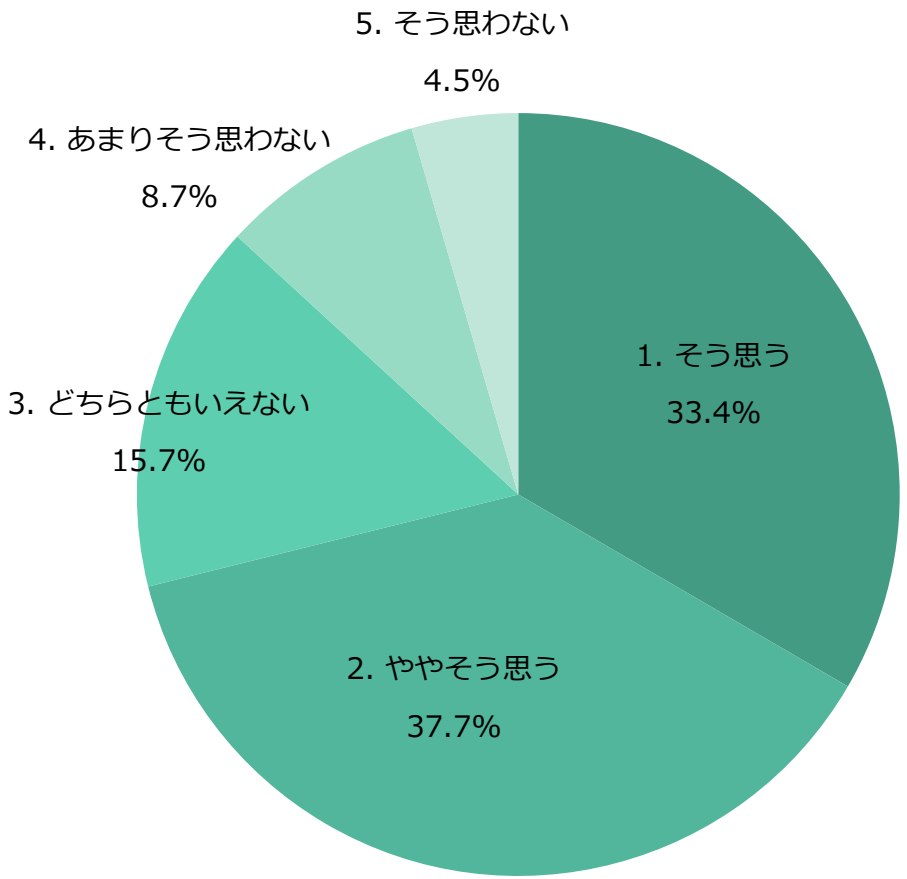
		全体	1．非常に多い	2．ある程度ある	3．あまりない	4．ほとんどない
全体		(554)	105 19.0	249 44.9	105 19.0	95 17.1
Q15 中低所得の現役勤労者の手取りを増やす政策として、「給付付き税額控除」と「被用者本人の社会保険料負担の軽減」を比較した場合、どちらをより重視すべきと考えますか。	1．給付付き税額控除をより重視すべき	(52)	8 15.4	19 36.5	13 25.0	12 23.1
	2．どちらかといえば給付付き税額控除を重視すべき	(77)	4 5.2	37 48.1	19 24.7	17 22.1
	3．両者を同程度に重視すべき	(71)	14 19.7	27 38.0	22 31.0	8 11.3
	4．どちらかといえば社会保険料負担の軽減を重視すべき	(144)	24 16.7	70 48.6	20 13.9	30 20.8
	5．社会保険料負担の軽減をより重視すべき	(174)	49 28.2	80 46.0	23 13.2	22 12.6
	6．判断できない	(36)	6 16.7	16 44.4	8 22.2	6 16.7

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆被用者本人の社会保険料負担の効果

・被用者本人の社会保険料負担の軽減について、手取りを増やし、就労意欲や就労継続を支える効果が期待できるについて、「そう思う」「ややそう思う」の回答は71.1%であった。

[Q16]被用者本人の社会保険料負担を軽減することは、働く人の手取りを増やし、就労意欲や就労継続を支える効果が期待できる。(n=554)

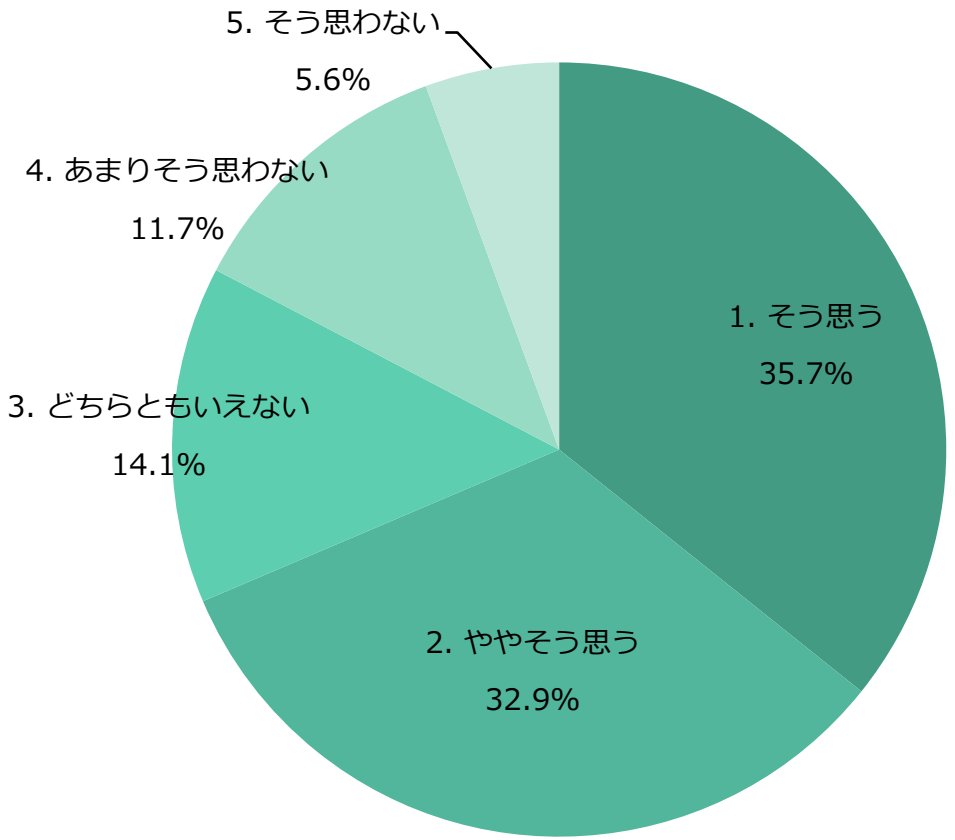


© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆事業主負担軽減の効果

・事業主の社会保険料負担の軽減について、企業の負担余力を改善し、賃上げ、人材投資、設備投資、雇用等に振り向ける余地を生み出す可能性があるについて、「そう思う」「ややそう思う」の回答は、68.6%であった。

[Q17] 事業主の社会保険料負担を軽減することは、企業の負担余力を改善し、賃上げ、人材投資、設備投資、雇用等に振り向ける余地を生み出す可能性がある。(n=554)



© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

Q3×Q17（クロス調査）

・「事業主の社会保険料負担の軽減が、企業の負担余力を改善し、賃上げ、人材投資、設備投資、雇用等につながる可能性がある」と肯定的に回答（「そう思う」「ややそう思う」）した割合は、企業又は労働者から、社会保険の加入・被扶養者認定・「年収の壁」・給与や手取りに関する相談を受ける機会が「非常に多い」で81.0%（105人中85人）、「ある程度ある」層で68.3%（249人中170人）、「あまりない」層で59%（105人中62人）、「ほとんどない」層で66.3%（95人中63人）であった。

・相談が「非常に多い」層では、事業主の社会保険料負担の軽減による企業への波及効果を肯定的に評価する割合が比較的高かった。

Q3.現在、企業又は労働者から、社会保険の加入・被扶養者認定・「年収の壁」・給与や手取り等に関する相談を受ける機会はどの程度ありますか。

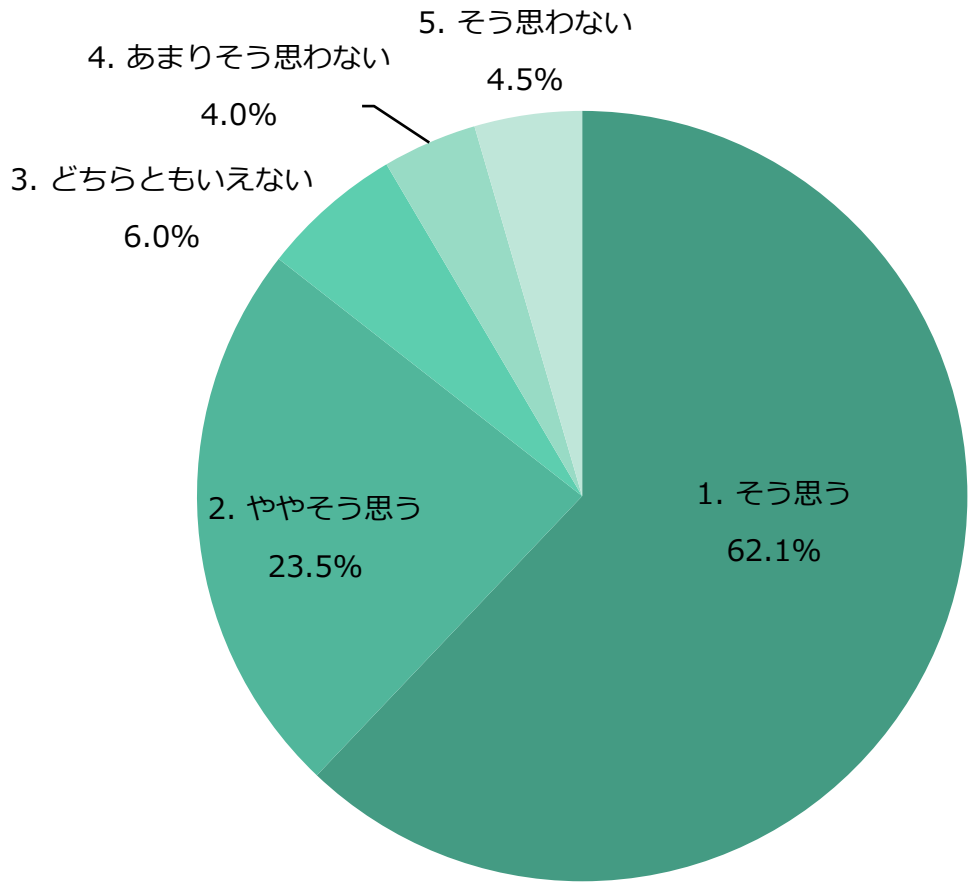
		全体	1．非常に多い	2．ある程度ある	3．あまりない	4．ほとんどない
全体		(554)	105 19.0	249 44.9	105 19.0	95 17.1
Q17　事業主の社会保険料負担を軽減することは、企業の負担余力を改善し、賃上げ、人材投資、設備投資、雇用等に振り向ける余地を生み出す可能性がある。	1．そう思う	(198)	63 31.8	83 41.9	29 14.6	23 11.6
	2．ややそう思う	(182)	22 12.1	87 47.8	33 18.1	40 22.0
	3．どちらともいえない	(78)	10 12.8	35 44.9	18 23.1	15 19.2
	4．あまりそう思わない	(65)	7 10.8	27 41.5	16 24.6	15 23.1
	5．そう思わない	(31)	3 9.7	17 54.8	9 29.0	2 6.5

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆社会保険料軽減時の財源

・社会保険料負担を軽減する場合、保険給付の水準や社会保険制度の持続可能性を損なわないよう、必要な安定財源を併せて検討すべきについて、「そう思う」「ややそう思う」とする回答は85.6%であった。

[Q18]社会保険料負担の軽減を検討する場合には、保険給付の水準や社会保険制度の持続可能性を損なわないよう、必要な安定財源を併せて検討すべきである。(n=554)

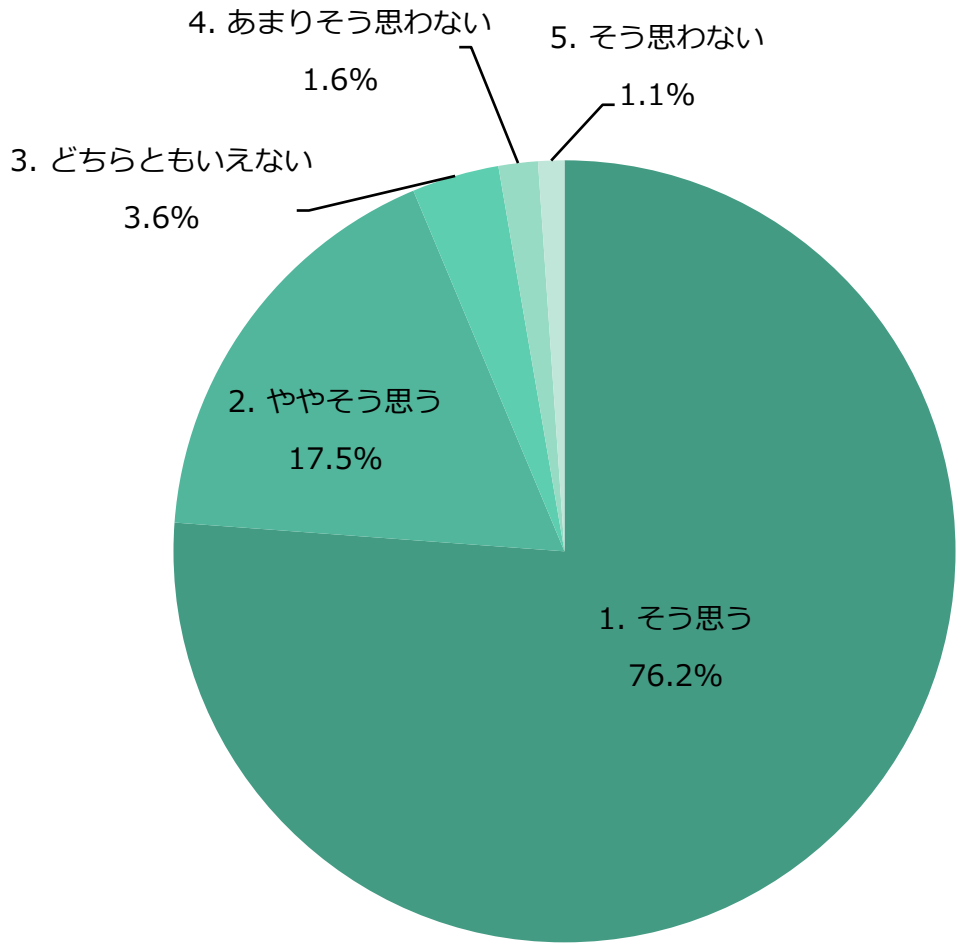


© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆社会保険制度の見直し

・「年収の壁」について、給付による影響緩和だけでなく、被用者保険の適用、被扶養者制度、社会保険料負担のあり方そのものを一体的に検討すべきについて、「そう思う」「ややそう思う」とする回答は、93.7%であった。

[Q19]「年収の壁」の問題については、給付によって影響を緩和するだけでなく、被用者保険の適用、被扶養者制度、社会保険料負担のあり方そのものについても一体的に検討すべきである。
(n=554)



© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

クロス調査（Q2×Q１９）

・肯定的な回答（「そう思う」「ややそう思う」）は、5年未満で95.7%（138人中132人）、5年以上10年未満で92.6%（149人中138人）、10年以上20年未満で94.6%（147人中139人）、20年以上30年未満で91.8%(85人中78人)、30年以上で91.4%（35人中32人）と、すべての登録年数層で9割を超えており、登録年数による大きな差はみられなかった。

・「年収の壁」への対応については、給付による影響緩和にとどまらず、被用者保険の適用や被扶養者制度、社会保険料負担の在り方を含めた構造的な見直しが必要との認識が、登録年数を問わず広く共有されていることがうかがえる。

Q2.社労士登録後の年数を教えてください。（n=554）

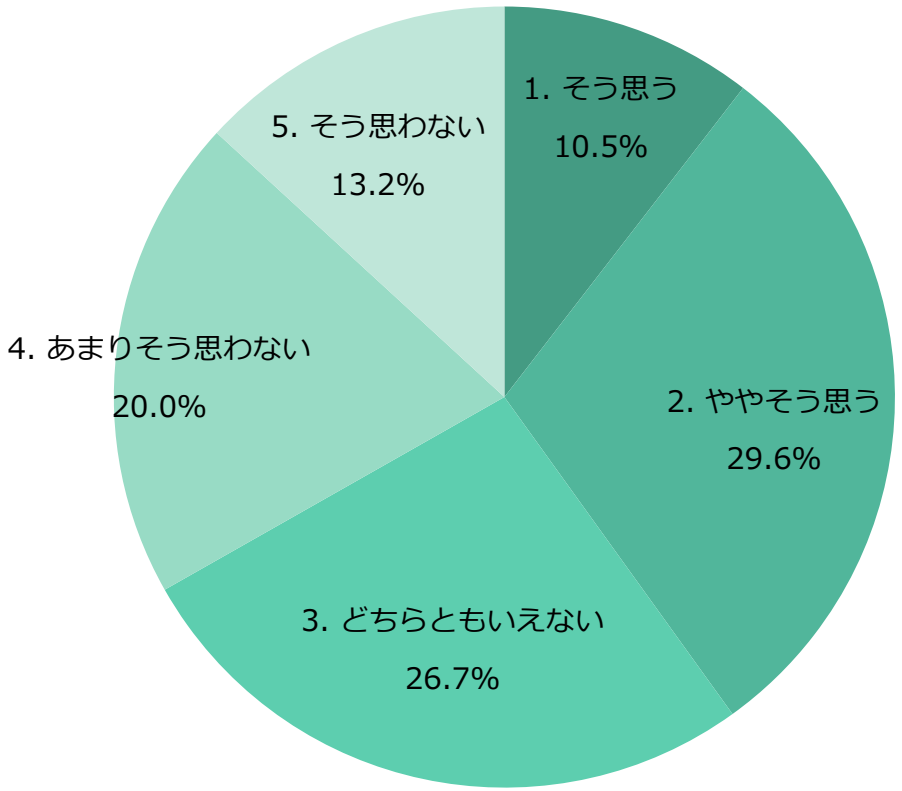
		全体	1．5年未満	2．5年以上10年未満	3．10年以上20年未満	4．20年以上30年未満	5．30年以上
全体		(554)	138 24.9	149 26.9	147 26.5	85 15.3	35 6.3
Q19　「年収の壁」の問題については、給付によって影響を緩和するだけでなく、被用者保険の適用、被扶養者制度、社会保険料負担のあり方そのものについても一体的に検討すべきである。	1．そう思う	(422)	104 24.6	106 25.1	118 28.0	67 15.9	27 6.4
	2．ややそう思う	(97)	28 28.9	32 33.0	21 21.6	11 11.3	5 5.2
	3．どちらともいえない	(20)	1 5.0	7 35.0	6 30.0	4 20.0	2 10.0
	4．あまりそう思わない	(9)	3 33.3	2 22.2	2 22.2	1 11.1	1 11.1
	5．そう思わない	(6)	2 33.3	2 33.3	0 0.0	2 33.3	0 0.0

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆年収の壁の解消までの時限的措置

・「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として行う一定の加算について、手取り減少を緩和し、働き控えを抑制する上で有効について、「そう思う」「ややそう思う」は40.1%であった。

[Q20]本方針が示す、「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として行う一定の加算は、社会保険料負担等による手取り減少を緩和し、働き控えを抑制する上で有効である。(n=554)



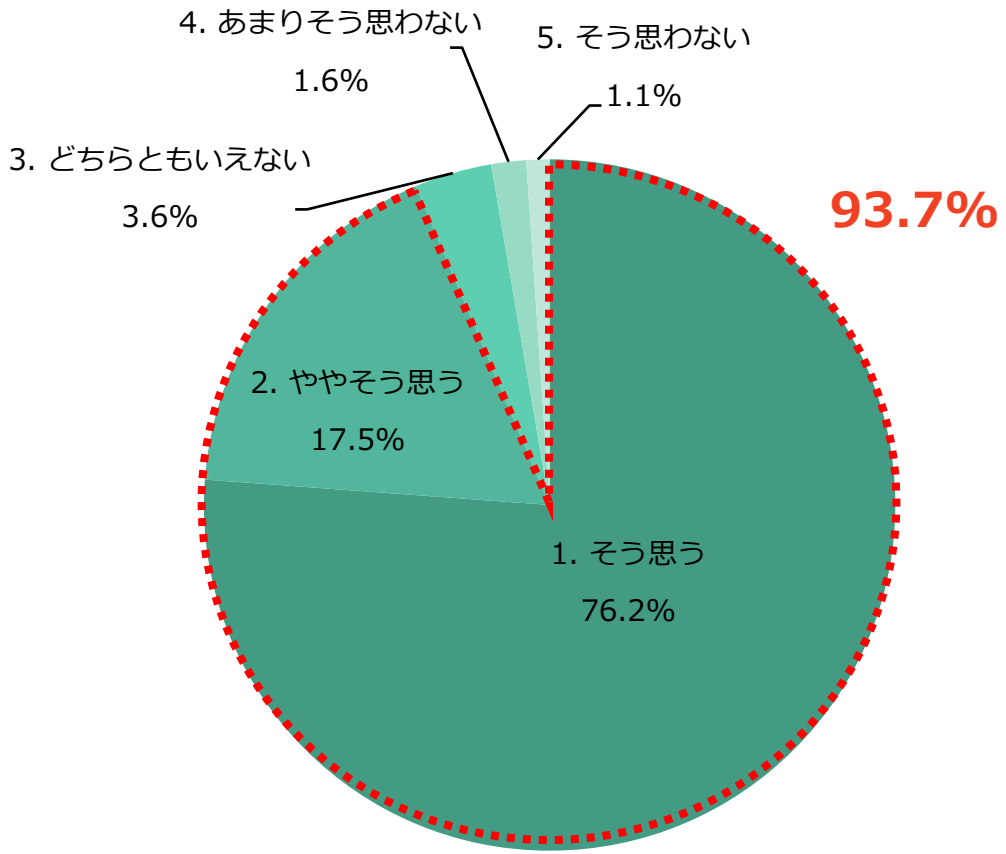
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

年収の壁(Q19・Q20)

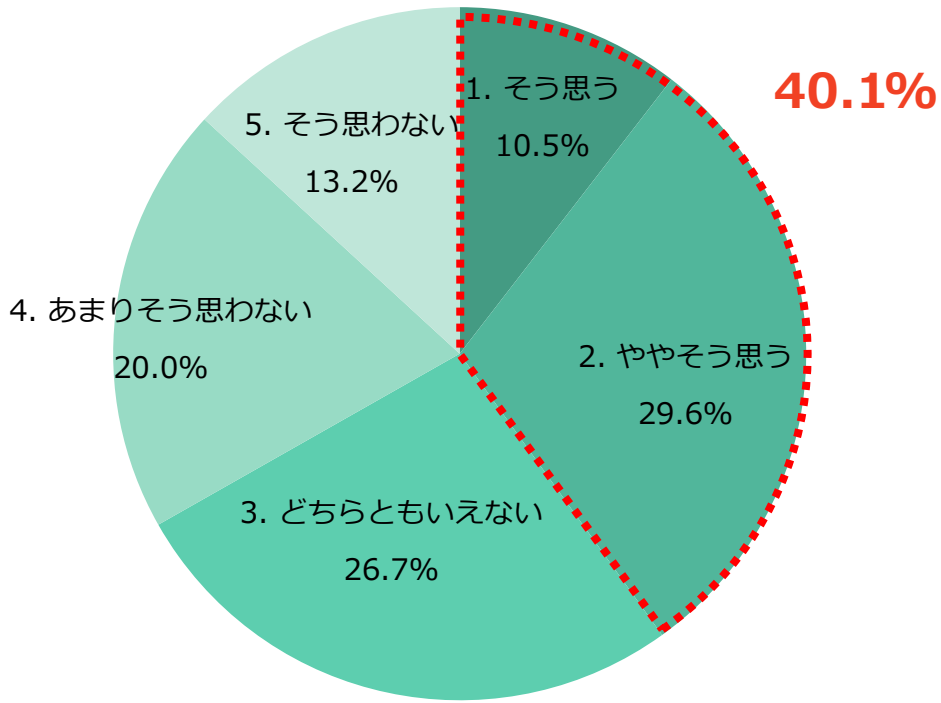
・「年収の壁」について、社会保険の適用や社会保険料負担等を含めて総合的に検討すべきとの回答は93.7%であり、「年収の壁」が解消されるまでの一時的な加算措置を有効とする回答は40.1%にとどまり、53.6ポイントの差がみられた。

・時限的な加算よりも、社会保険制度や保険料負担のあり方を含めた構造的な見直しを重視する傾向が示された。

[Q19]「年収の壁」の問題については、給付によって影響を緩和するだけでなく、被用者保険の適用、被扶養者制度、社会保険料負担のあり方そのものについても一体的に検討すべきである。(n=554)



[Q20]本方針が示す、「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として行う一定の加算は、社会保険料負担等による手取り減少を緩和し、働き控えを抑制する上で有効である。(n=554)

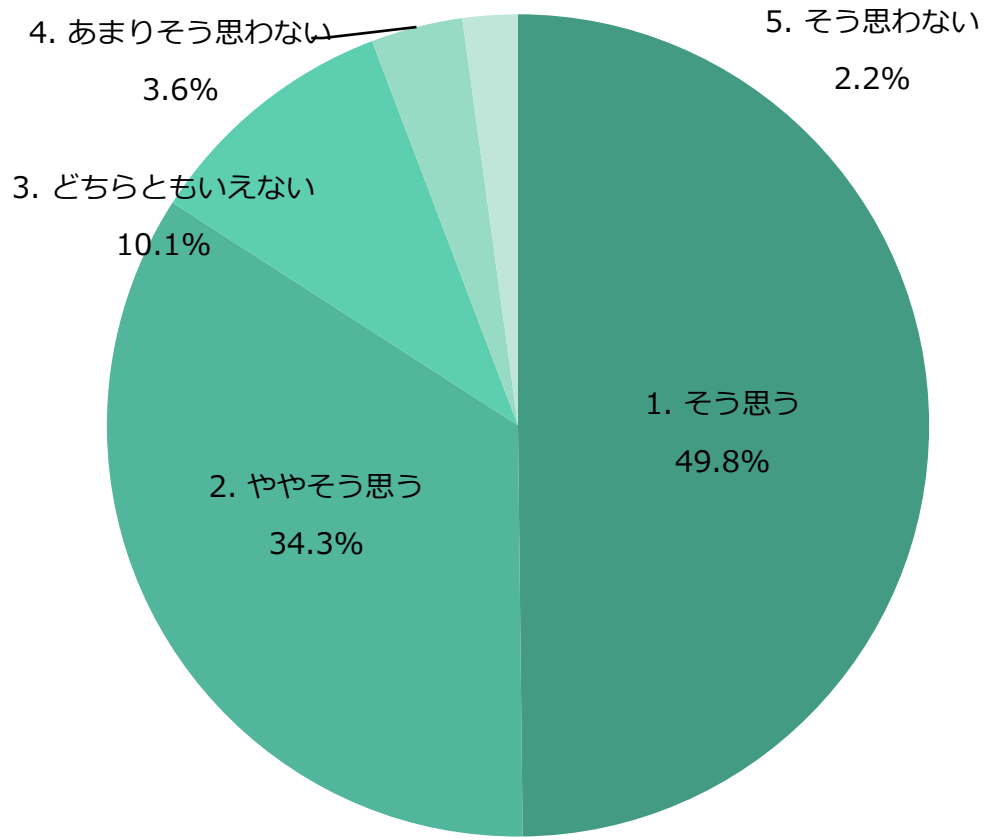


© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

◆給付と賃上げ･処遇改善

・給付による手取り支援と賃上げ・処遇改善との役割を明確にし、給付が企業による賃上げ等を抑制する要因とならないよう配慮すべきについて、「そう思う」「ややそう思う」は、84.1%であった。

[Q21] 本制度の導入に当たっては、給付による手取り支援と賃上げ･処遇改善との役割を明確にし、給付が企業による賃上げ等を抑制する要因とならないよう配慮すべきである。(n=554)



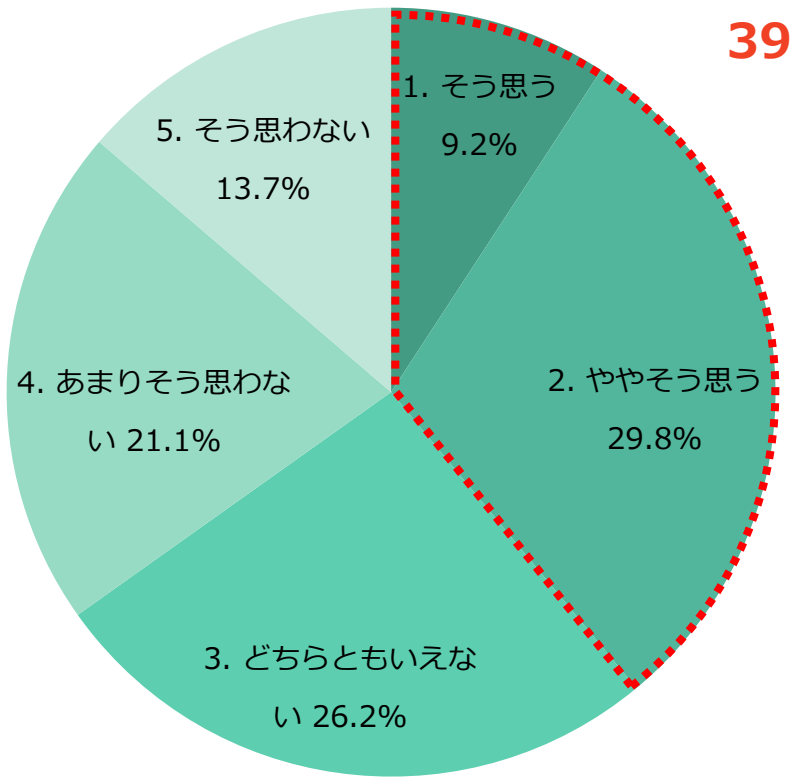
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

再分配機能

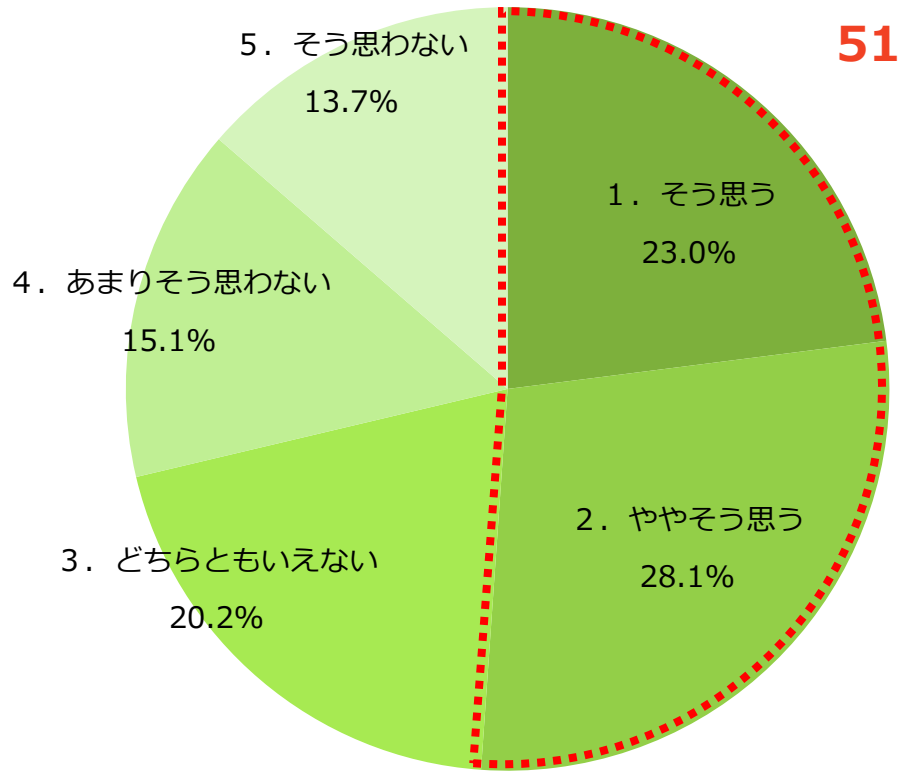
◆再分配機能の強化

・給付付き税額控除が再分配機能の強化に資するについて、「そう思う」「ややそう思う」と回答した割合は39%となり、前回調査の51.1%から12.1ポイント減少した。

[Q22]社労士として、給付付き税額控除は再分配機能の強化に資すると考える。(n=554)



[Q12]社労士として、給付付き税額控除は再分配機能の強化に資すると考える。(n=857)
※前回調査



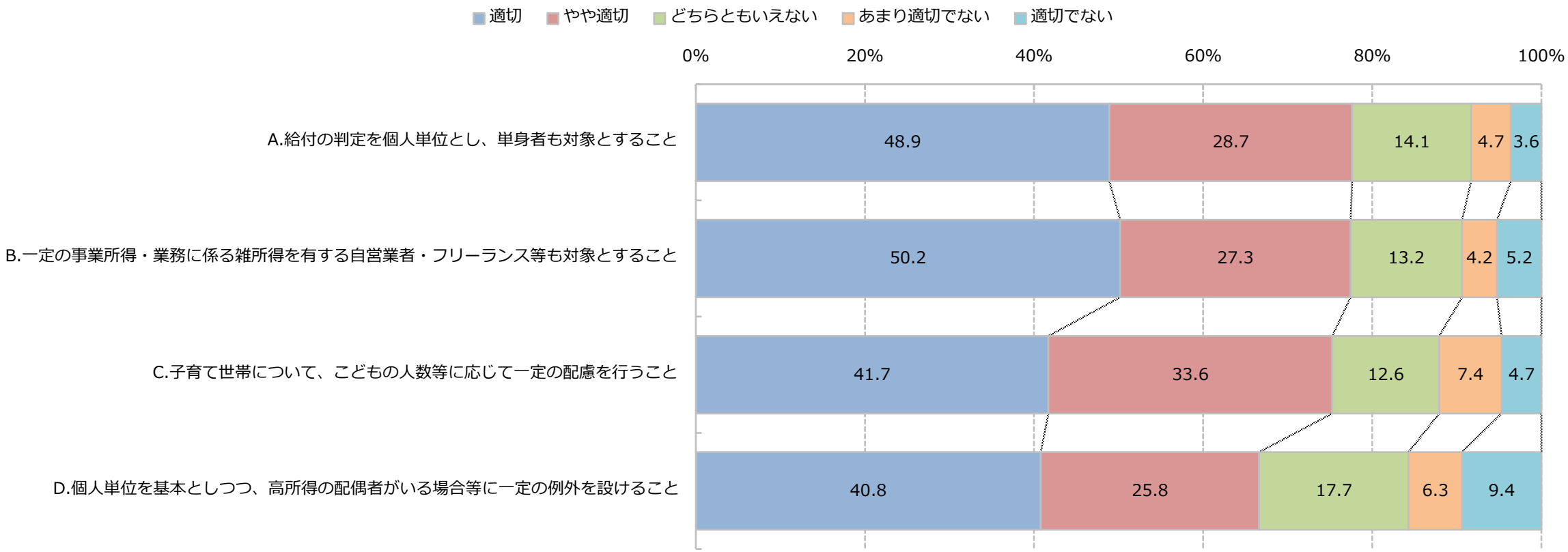
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

対象・給付設計

◆対象･給付設計

・給付設計について、「個人単位とし単身者も対象とすること」が「適切」「やや適切」を合わせて77.6%と最も高く、
次いで、「一定の自営業者・フリーランス等も対象とすること」は77.5%、「子育て世帯について一定の配慮を行うこと」は75.3%、
「高所得の配偶者がいる場合等に一定の例外を設けること」は66.6%であった。

[Q23]給付付き税額控除の対象･給付設計について、次の考え方はそれぞれどの程度適切だと考えますか。



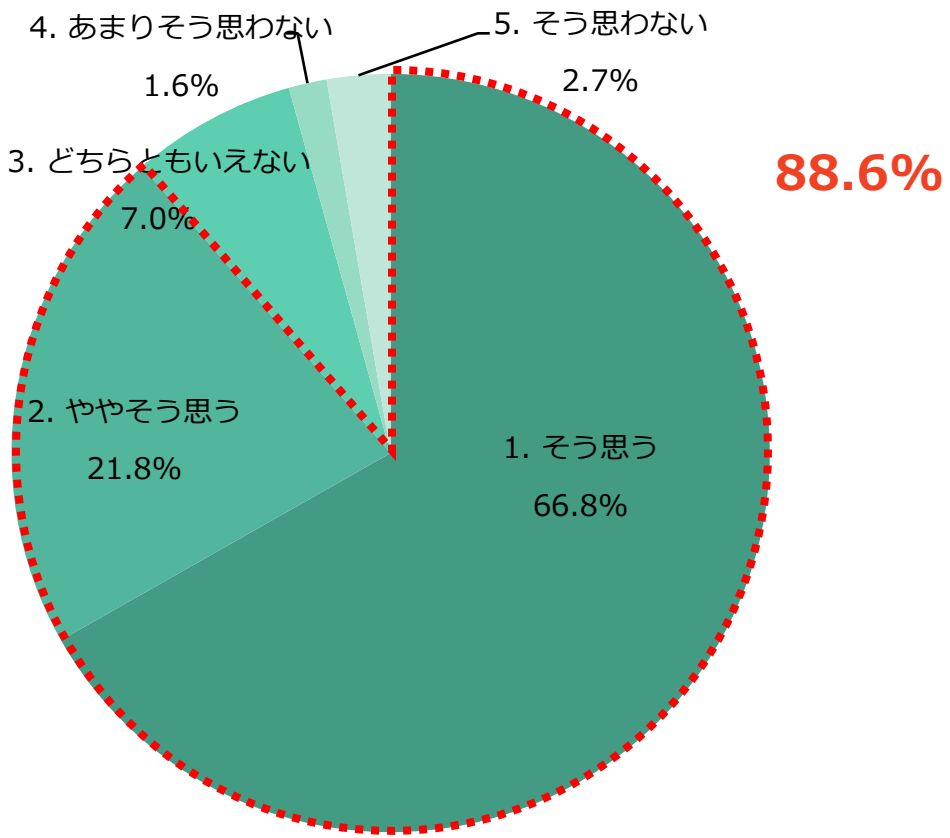
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

所得把握・対象者判定

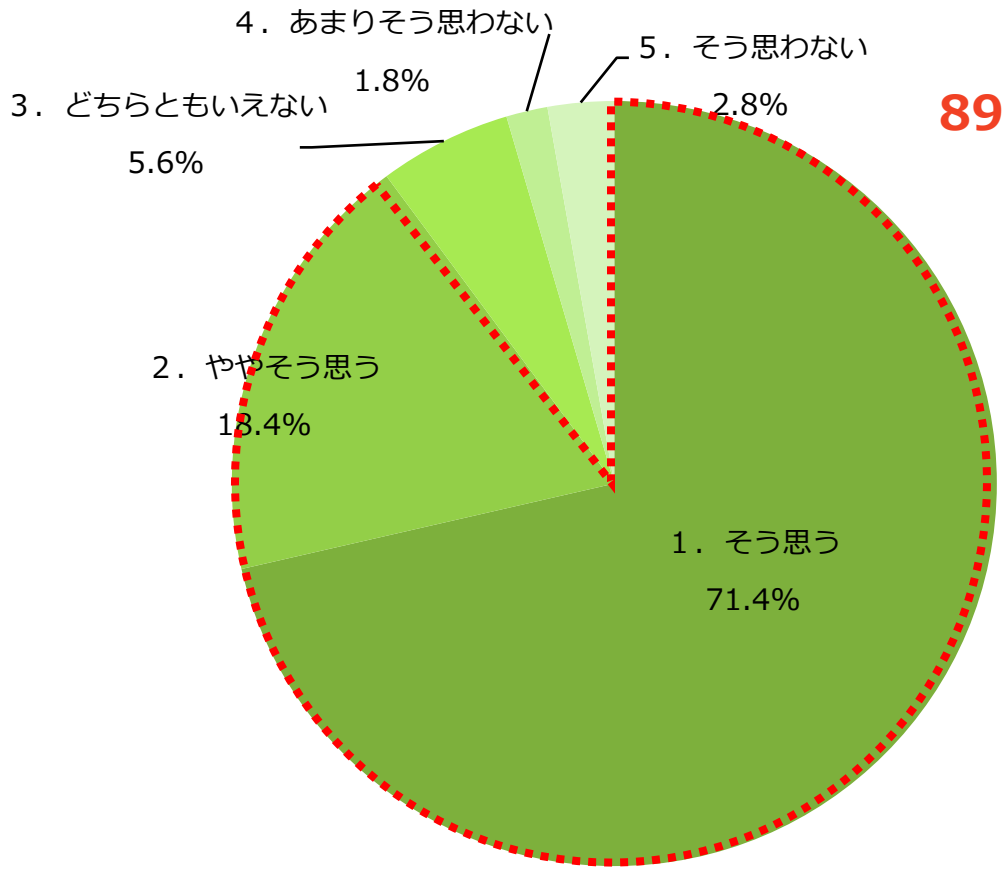
◆所得把握･対象者判定

・給付付き税額控除を導入する場合、所得把握や対象者判定の正確性が大きな課題になるについて、「そう思う」「ややそう思う」とする回答は88.6%となり、前回調査の89.8%から1.2ポイント減少した。

[Q24]給付付き税額控除を導入する場合は、所得把握や対象者判定の正確性が大きな課題になる。(n=554)



[Q16]給付付き税額控除を導入する場合は、所得把握や対象者判定の正確性が大きな課題になる。(n=857)※前回調査



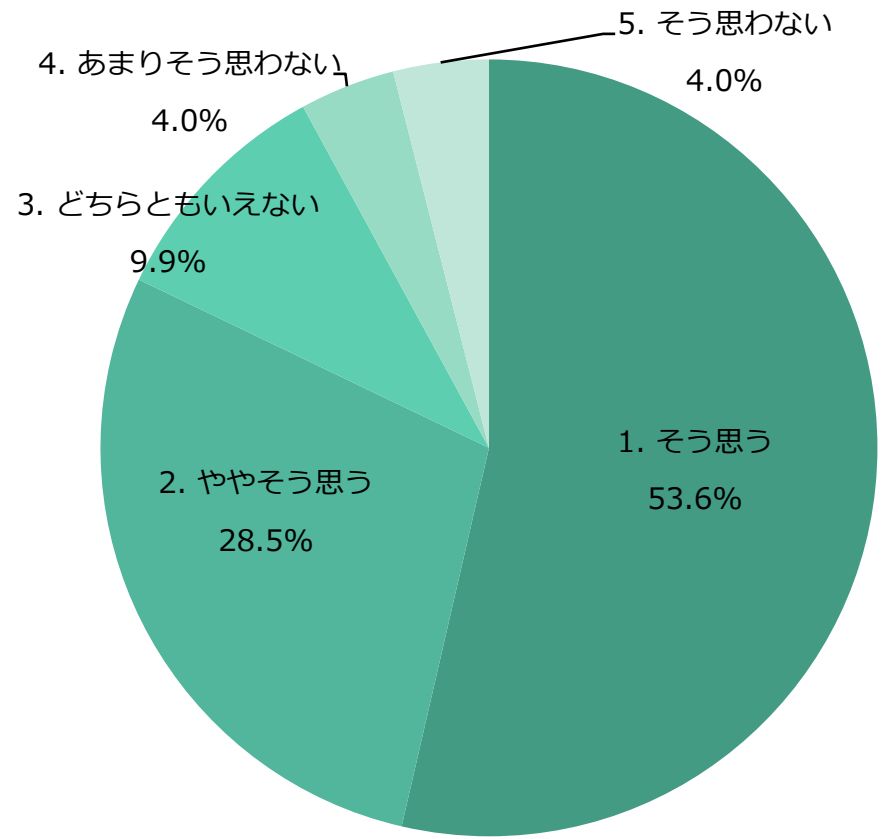
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

公平性

◆給与所得者と自営業者等の所得把握の精度の差

・給与所得者と個人事業者・フリーランス等との間で所得把握の精度に差が生じることが、制度の公平性を確保する上で課題となるについて、「そう思う」「ややそう思う」の回答は82.1%であった。

[Q25] 給与所得者と個人事業者・フリーランス等との間で所得把握の精度に差が生じることは、制度の公平性を確保する上で課題となる。(n=554)



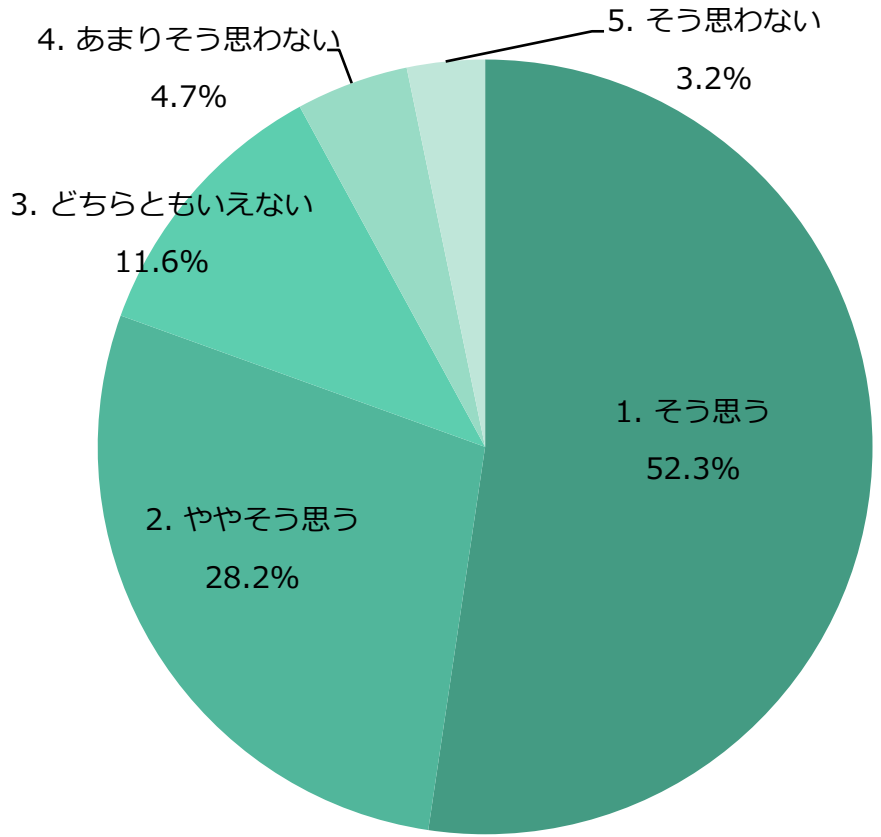
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

所得変動

◆前年所得と現在所得の乖離

・前年所得等を基準に給付額を決定する場合、退職・転職・休業・育児・介護・失業・収入急減等により現在の所得状況と乖離する者への調整措置が必要について、「そう思う」「ややそう思う」の回答は80.5%であった。

[Q26]前年所得等を基準に給付額を決定する場合、退職・転職・休業・育児・介護・失業・収入急減等により現在の所得状況と乖離する者への調整措置が必要である。(n=554)



© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

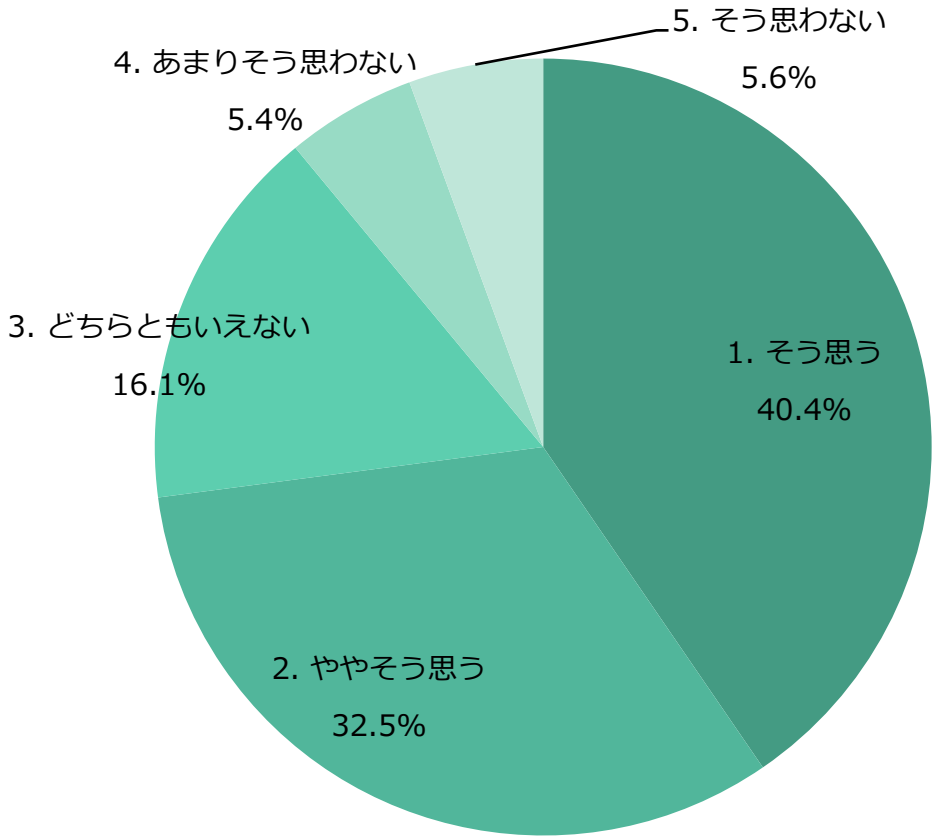
包摂性

◆既存の社会保障制度との役割分担

・本制度の対象外となる者や勤労性の所得が極めて低い者についても、必要に応じて既存の社会保障給付等による支援を受けられるよう、本制度と既存制度との対象範囲・役割分担・連携を明確にすべきについて、「そう思う」「ややそう思う」の回答は72.9%であった。

・給付付き税額控除を単独の支援策として捉えるのではなく、既存の社会保障給付との関係を整理し、それぞれの制度がどの層を支えるのかを明確にすることが重要である。

[Q27]本制度の対象外となる者や勤労性の所得が極めて低い者についても、必要に応じて既存の社会保障給付等による支援を受けられるよう、本制度と既存制度との対象範囲・役割分担・連携を明確にすべきである。(n=554)



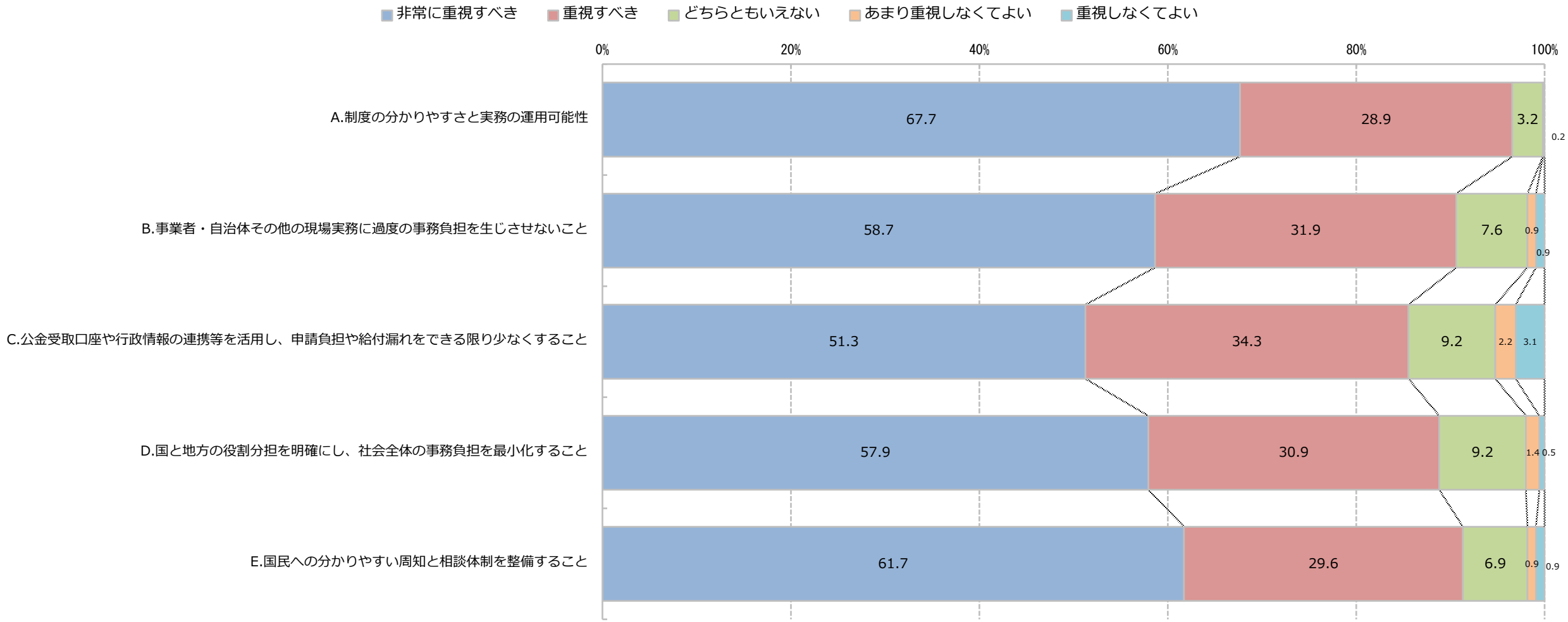
© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

実施・運用

◆制度の実施･運用

・制度の実施・運用について、「制度の分かりやすさと実務の運用可能性」を「非常に重視すべき」「重視すべき」を合わせて96.6%と最も高く、次いで、「国民への分かりやすい周知と相談体制」は91.3%、「事業者・自治体等に過度な事務負担を生じさせないこと」は90.6%となった。

[Q28]制度の実施･運用について、次の事項をどの程度重視すべきと考えますか。

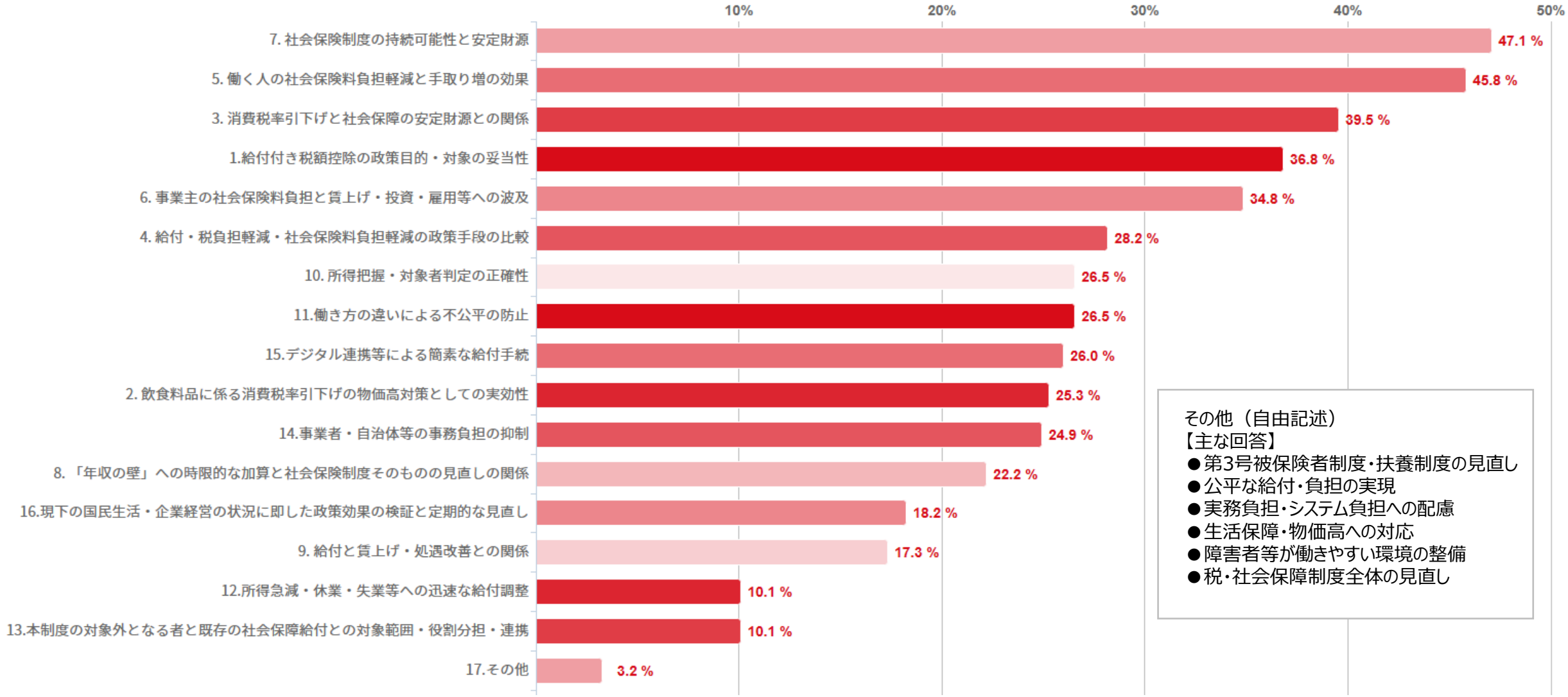


© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

制度具体化・政策検討で優先して検証すべき事項

◆優先して検証・整理すべき事項

[Q29]今後の制度具体化・政策検討に当たり、特に優先して検証・整理すべき事項を5つまで選択してください。(n=554)



その他（自由記述）
【主な回答】
- 第3号被保険者制度・扶養制度の見直し
- 公平な給付・負担の実現
- 実務負担・システム負担への配慮
- 生活保障・物価高への対応
- 障害者等が働きやすい環境の整備
- 税・社会保障制度全体の見直し

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

自由記述

◆自由記述から見た主な意見

・自由記述からは、給付付き税額控除単体の制度設計だけでなく、社会保険・扶養制度の見直し、公平な給付・負担、実務負担、生活保障などを含め、税・社会保障制度全体を捉えて検討すべきとの視点が示された。

消費税率引き下げの実効性	食料品の消費税率引下げによる家計負担軽減の効果、価格への転嫁・反映の程度、低所得者への効果、一律減税の妥当性、消費税減税より給付を重視すべき
消費税と社会保障財源	消費税率引下げによる社会保障財源への影響、減税分の代替財源、社会保障費の増加への対応、消費税の使途・財源の透明性、安定財源の確保
対象を絞った給付の有効性	低所得者・中低所得者等への対象を絞った給付の必要性、一律的な減税との比較、給付による物価高対策の効果、給付対象・給付額の妥当性など
給付付き税額控除の制度設計	対象者の範囲、個人単位での制度設計、所得・資産の把握、給付・税・社会保障との関係、所得変動への対応、制度の簡素性・分かりやすさ、制度の実効性
本人の社会保険料負担軽減	被用者本人の社会保険料負担の軽減、手取り増加、給付付き税額控除との比較、社会保険料を軽減する方が直接的との意見、保険料軽減の財源
事業主の社会保険料負担・企業活動	事業主負担の軽減、中小企業の経営への影響、雇用への影響、企業の負担能力、社会保険料負担と企業活動・雇用維持との関係
「年収の壁」への時限的加算・社会保障制度改革	130万円等の年収の壁、被扶養者制度、第3号被保険者制度、社会保険の適用拡大、働き控え、時限的な給付・加算だけでなく制度そのものを見直すべき
賃上げ・処遇改善・価格転嫁	賃上げ、最低賃金、処遇改善、企業の収益力、生産性向上、適切な価格転嫁、人材確保、給付や社会保険料軽減が賃上げ・企業投資に与える影響など
所得把握・公平性	給与所得者と個人事業主・フリーランス等との所得把握の違い、所得捕捉の正確性、所得・資産の把握、制度対象者の判定、公平な負担・給付、所得変動への対応

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

自由記述

制度対象外層への支援・セーフティネット	中低所得の現役勤労者以外の低所得者、無職者、高齢者、障害者等への支援、制度対象外となる人への配慮、既存の社会保障制度との接続、必要な人に支援が届く仕組み
事務負担・デジタル実装	企業・自治体の事務負担、制度の複雑化への懸念、申請手続の簡素化、マイナンバー等の情報連携、デジタル化、システム改修、給付漏れ・申請漏れの防止
政策優先順位・現下の国民生活との整合	物価高や生活困窮への対応を優先すべきとの意見、政策実施時期への疑問、現在の国民生活との乖離、限られた財源の中で何を優先するかについて
社労士法第1条の使命	「豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現」と制度との関係、労働者だけでなく幅広い国民生活への配慮、社会保障制度の持続可能性、社労士の専門性・使命からみた制度評価など
医療・介護制度そのものの給付・負担の見直し	医療・介護給付の在り方、医療費・介護費の抑制、自己負担の在り方、療養費の対象の精査、社会保険料を軽減するための給付・負担構造の見直し
行政改革・歳出改革	行政の効率化、行政コストの削減、社会保障以外を含む歳出の見直し、不要・重複する支出の削減、財源確保に向けた行政改革
人口減少・少子化対策	少子化・人口減少への対応、出生数の減少、現役世代への支援、将来の社会保障を支える人口構造への対応
育児・介護環境の整備	子育て世帯への支援、育児と就労の両立、保育環境、介護と就労の両立、家族の介護負担など、就労を阻害する生活環境への対応
マクロ経済・金融政策	物価・インフレ、円安、金利、金融政策、景気・経済成長、財政・国債等との関係、個別の給付・減税だけではなく経済全体への対応を求める
政策運営の透明性、説明責任	政策運営の透明性、説明責任

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.

今回の調査は閣議決定された「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針を踏まえたものとなります。
それ以前調査として「給付付き税額控除に関する意識調査（社会保障と税の一体改革の視点から）」を2026年3月31日から2026年4月13日に実施しました。

調査結果の詳細は、連合会ホームページの「テーマ別調査」または右記の二次元コードからご覧いただけます。

https://www.shakaihokenroumushi.jp/about/JRI-LSSA/theme/tabid341.html

© 2026 The Japan Research Institute for Labor and Social Security Attorney.